

令和5(2023)年度  
中野区子どもの権利救済委員  
(子どもオンブズマン)

活動報告書



マスコットキャラクター「だんごず」



中野区

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 ポカコロ



はじめに



## はじめに

子どもオンブズマン 野村武司

2023 年度、こども基本法が施行されました。そして、12 月には、政府から「こども大綱」が示されています。「こども大綱」を策定するに当たって、「こども大綱」の「やさしい版」が作成されたり、子どもが参加できるいろいろな取組みが考えられ、子どもが意見を表す様子も報じられました。これまで、国の政策に子どもが多様な形で意見を届けることがあまりなかっただけに、大きな変化を感じます。

中野区は、2023 年 3 月に、こども基本法も意識しつつ、「こども大綱」に先駆けて、「中野区子ども総合計画」をすでに策定しています。自治体は、「こども大綱」を勘案して、自治体こども計画を策定することにはなっていますが、2022 年に、「子どもの権利条例」を制定した中野区としては、子どもの意見も聞きながら、「こども大綱」を先取りする形で、子ども総合計画を地方自治的に定めたということになるのだと思います。

こども基本法は、「こどもまんなか社会」を実現するというで作られた法律ですが、子どもが、主人公として「まんなか」にいるということは、単に、大人が考えて子どもにとって最も善いことを実現するというにとどまらず、子どもの声を聴いて、それを尊重する中で、それが実現されていくということです。

中野区の「子どもの権利条例」は、子どもを「まんなか」にするこども基本法時代を先取りする先進的なものといっよと思っていますが、この条例で同時に作られたのが子どもオンブズマンです。子どもオンブズマンは、子どもの相談を受けて、これを解決する活動をしています。そんなときに大切にしているのは、子どもの考えや思い、そして意見です。子どもの声に耳を傾け、子どもがこれならできるといっよに考え、解決に向けて取り組んでいます。

令和5年度は、子どもオンブズマンの相談室(子ども相談室)に、子どもたちから「ポカコロ」という素敵な名前をつけてもらいました。令和6年度も引き続き、子どもたちに集まってもらって子どもの声を届けるワークショップなどを企画しています。子どものためには変えた方がいいなということを区にお話しをすることもあります。子どもが、“ポカポカしたココロ”で、いつもいられるよう、一層努力していきたいと思っています。



# 目 次

はじめに	子どもオンブズマン 野村武司
I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要	
1 中野区子どもの権利に関する条例について	3
2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)	4
3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室(愛称:ポカコロ)	7
II 令和5年度 子ども相談室における相談・救済活動	
1 新規相談	13
2 相談対応の方法	18
3 関係機関への連絡、調整活動	19
4 事例報告	20
5 要請・意見の表明	24
6 まとめ	27
付録: 分類一覧	
III 普及啓発活動	
1 子ども相談室の愛称・マスコットキャラクターの募集及び選定ワークショップ	33
2 子どもの権利の日フォーラムなかの2023	35
3 講師派遣	37
4 視察受入れ	37
5 外部研修等への参加	38
6 関係機関との関わりなど	41
7 普及啓発ツール	42
8 まとめ	45
IV 参考資料	
1 中野区子どもの権利に関する条例	53
2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則	65
3 意見表明通知書(令和5年5月23日 意見表明第1号)	70

<活動報告書内で使用されている略称の一覧>

正式名称	使用略称
中野区子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例
中野区子どもの権利に関する条例施行規則	子どもの権利条例施行規則
中野区子どもの権利救済委員	子どもオンブズマン
中野区子どもオンブズマン 子ども相談室	子ども相談室
中野区子どもの権利救済相談・調査専門員	専門員
中野区子どものオンブズマンお手紙相談	オンブズお手紙

※年の表記は元号に統一しています。

# I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

- 1 中野区子どもの権利に関する条例について
- 2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)
- 3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 (愛称:ポカコロ)



# I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

## 1 中野区子どもの権利に関する条例について

子どもの権利条例は、「区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進すること」を目的として、令和4年3月28日に公布され、同年4月1日から施行されました。

この条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの権利の保障」、第3章「子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもに関する取組の推進および検証」、第5章「子どもの権利の相談および侵害からの救済」、第6章「雑則」で構成された全28条です。条例の特徴は、以下のとおりです。

### (1)子どもの権利の保障

- 区をはじめ子どもに関係する大人の役割を規定
- あらゆる場面における権利の保障を規定するとともに、子どもの生活する場面における権利の保障を規定

### (2)子どもにやさしいまちづくりの推進

- 子どもをまちづくりのパートナーとして、子どもの今と未来のために、子どもにやさしいまちづくりを推進することを規定
- 大人から子どもへのメッセージを規定

### (3)子どもに関する取組の推進

- 子どもの意見表明・参加を進めるための仕組みを規定
- 子どもに関する取組を推進するための推進計画を策定するとともに、計画の検証等の仕組みを規定
- 子どもの権利救済のための仕組みを規定

### (4)子どもにわかりやすい条例を目指して

- 可能な限り平易な用語を使用し、全ての漢字にふりがなを振るとともに、「です・ます調」で規定

## 2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)

### (1)設置目的

子どもオンブズマンは、子どもの権利条例第24条第1項の規定に基づき、子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるために設けられました。

### (2)設置形態

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長の附属機関

### (3)担当職務内容

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置付けられ、子どもにとって最善の利益が確保できるように支援を行います。

ア 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること

イ 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること

ウ 権利侵害からの救済のため関係者に要請<sup>\*</sup>をすること

※区や区の機関に対して行う場合と、区以外の機関に行う場合が想定されています。

エ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること

オ ウの要請およびエの意見の内容を公表すること

カ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること

### (4)職務の執行

ア 職務を行うときには、子どもの意見、考え、思いを聞き、それらを尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

イ 公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

ウ それぞれ独立してその職務を行います。

エ 自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。

オ 毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

### (5)子どもオンブズマンの職務執行に係る協力

ア 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

イ 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。

#### (6) 子どもオンブズマンの任命

子どもオンブズマンは、5 名以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命することとなっています。

(五十音順)

氏 名	所属等	任 期
石川 悦子 (いしかわ えつこ)	こども教育宝仙大学 こども教育学部教授 公認心理師、臨床心理士	第一期 令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
野村 武司 (のむら たけし)	東京経済大学 現代法学部教授 弁護士(埼玉弁護士会)	第二期
森本 周子 (もりもと ちかこ)	弁護士(第二東京弁護士会)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日

#### (7) 子どもオンブズマン ～子どもの権利救済委員の通称として～

令和 4 年 12 月から、中野区における子どもの権利救済制度について広く周知を図り、より分かりやすく親しみのある制度として定着を図っていくため、「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

子どもの権利救済に係る制度については、「子どもオンブズマン」や「子どもオンブズパーソン」という呼称が国内外で浸透しています。

中野区においては、平成 2 年 10 月から「中野区福祉サービス苦情調整委員」という福祉サービスの適用に係る区民の苦情を実施機関以外の公平な機関を通して処理するという制度が存在しており、「中野区福祉オンブズマン」という通称が広く認知されている実態がありました。

このことから「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

なお、「オンブズマン」という語は、スウェーデン語で「代理人」を意味する語「ombudsman」に由来しています。

## (8)連絡調整会議

子どもの権利条例施行規則第17条第1項では、「救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。」と定められています。なお、個別ケース対応に関する検討は連絡調整会議開催日以外にも随時行っています。

### ア 開催状況（14回）

令和5年 4月6日、5月8日、5月30日、6月16日、7月3日、  
7月31日、8月30日、9月14日、10月13日、  
11月2日、12月7日  
令和6年 1月15日、2月16日、3月6日

### イ 主な調整事項

- ・令和5年度子ども相談室における活動方針(案)について
- ・意見の表明について
- ・オンブズお手紙について
- ・令和5年度子どもの権利に関する職員等研修計画について
- ・子ども相談室の愛称・マスコットキャラクターの募集について
- ・愛称・マスコットキャラクター選定ワークショップについて
- ・子どもの権利の日フォーラムなかの2023について
- ・令和6年度の子ども相談室予定事業について

### 3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室（愛称：ポカコロ）

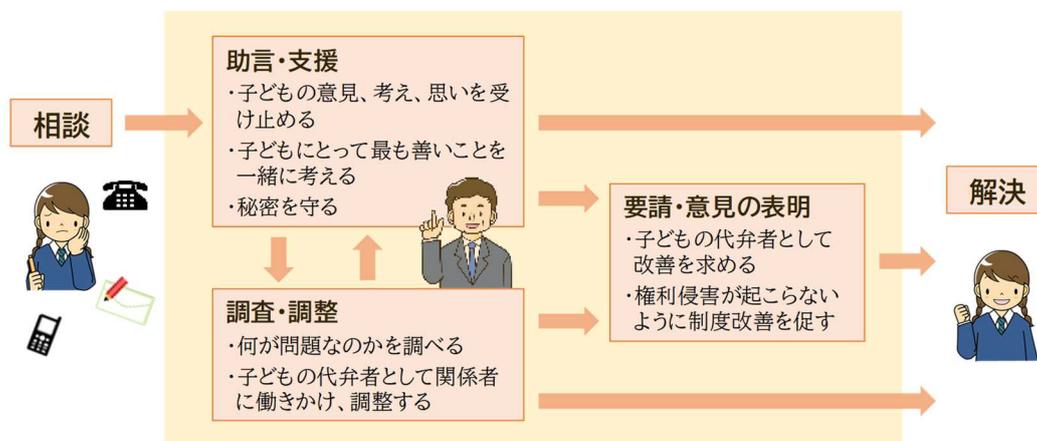
子どもの権利条例施行規則第 21 条では、子どもの権利の保障についての相談のための窓口として子ども相談室を設置することが定められています。

子どもオンブズマンへの相談窓口として、令和 4 年 9 月 1 日に「子ども相談室」を開設しました。

子ども相談室では子どもからの相談に応じて助言や支援を行うとともに、救済するための調査・調整や、要請・意見の表明を行います。なお、子ども相談室の特徴は以下のとおりです。

- 子どもの意見、考え、思いを聞き、子どもに寄り添いながら相談を受け、子どもにとっての最善の利益を考慮しながら、問題を解決することを基本としていること
- 権利侵害全般について取り扱うこと
- 公的な第三者機関であること
- 関係機関との調整や関係機関への要請・意見の表明が、子どもの権利条例に基づく権限として規定されていること

#### 【イメージ図】 相談から解決(権利侵害からの救済)までの流れ



#### (1)所在地

〒165-0027 中野区野方一丁目 35 番 3 号 教育センター分室 3 階

#### (2)対象

子ども※(その子どもの関係者を含む)

※子どもの権利条例において、「区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する 18 歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人」と定義しています。このため、18 歳で高等学校等に在学している場合等も対象となります。

### (3)開室日時

月曜日から土曜日までの午前 11 時から午後 7 時まで(日曜日・祝日、年末年始を除く)。

### (4)相談方法

令和 5 年度に、電子メールについては相談用の入力フォーム、手紙については切手不要の専用様式を新たに導入しました。

入力フォームは区のホームページや広報物に二次元コードを掲載し周知しました。手紙は区内小・中学校の児童・生徒に配布しました。

- 電話:0120-463-931(フリーダイヤル)
- 電子メール:kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

※入力フォームあり

- 手紙

※専用様式あり

- 来室 など

### (5)要請や意見の表明に係る申立て

子どもやその関係者(保護者など)は、子どもオンブズマンに対して以下について申立てを行うことができます。

- 権利侵害からの救済のため、関係者に改善などの要請を行うこと
- 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するため、制度の改善などについての意見の表明を行うこと

子どもオンブズマンは、権利侵害に関わる事実の調査や関係者間の調整を行います。また、関係者や関係機関に対して、要請や意見の表明を行うこともあります。関係者への一方的な要請により、権利侵害の相手方とその子どもを対立させてしまえば、子どもの最善の利益にならない場合もあるため、関係者との調整は重要な役割を担います。

### (6)子どもの権利救済相談・調査専門員の配置

子どもオンブズマンの独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するため、子どもオンブズマンの職務を補佐することなどを目的として、専門員(会計年度任用職員)を配置しています。

#### ①職務

- ア 子どもの権利の保障について必要な調査等を行うこと
- イ 子どもの権利の保障についての普及啓発に関すること
- ウ 子どもオンブズマンの職務について補佐すること

#### ②任用資格

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士若し

くは弁護士である者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者であると区長が認める者であること

イ 相談・調査専門員の職務を遂行するために必要な知識及び経験並びに能力を有すると認められること

ウ 職務に関連した知識を積極的に修得し、子どもに寄り添いながら支援を行うことについて熱意を有すること

### (7)事務局の職務

- 子ども相談室に関すること
- 子どもの権利に係る普及啓発に関すること

### (8)体制(令和 6 年 3 月 31 日現在)

- 子どもオンブズマン 3 名
- 専門員 3 名(令和 5 年 12 月 31 日まで 4 名)  
(社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師)
- 事務局 3 名  
(子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係職員)

教育センター分室入口



子ども相談室入口



面談室



## (9)愛称「ポカコロ」、マスコットキャラクター「だんごーず」について

子どもたちが愛着をもち、相談しやすい、来訪しやすい子ども相談室としていくため、令和 5 年度に区内の小中学生から愛称とマスコットキャラクターを募集しました。あわせて、応募作品の中から子どもの意見を反映させ選定を行うワークショップを実施しました。ワークショップには区内の 12 名の小中学生が参加し、子ども相談室にふさわしいと考える作品を選んでくれました。

愛称の応募総数 84 点、マスコットキャラクターの応募総数 374 点の中から選ばれたのが、愛称「ポカコロ」と、マスコットキャラクター「だんごーず」です。

### ○愛称「ポカコロ」

作者

南中野中学校 1 年生 田中<sup>たなか</sup> 里菜<sup>りな</sup>さん

作品に込められた思い

安心してゆっくり相談できる場所であってほしい。ポカポカしたココロで帰れるように。

### ○マスコットキャラクター「だんごーず」

作者

南中野中学校 3 年生 瀧澤<sup>たきざわ</sup> 萌花<sup>もか</sup>さん

作品に込められた思い

もちもちのだんごみたいに仲良しでくっついて離れない関係をみんな作ってほしいから。

※作者の学校・学年は令和 5 年度時点。

# ポカコロ



## Ⅱ 令和5年度 子ども相談室における

### 相談・救済活動

- 1 新規相談
- 2 相談対応の方法
- 3 関係機関への連絡、調整活動
- 4 事例報告
- 5 要請・意見の表明
- 6 まとめ

付録：分類一覧



## Ⅱ 令和 5 年度 子ども相談室における相談・救済活動<sup>1</sup>

令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)の相談・救済活動の状況は、令和 4 年度(令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)から継続している相談の件数も含めて、以下のとおりです。

令和 5 年度の相談件数は、新規相談が 70 件、継続相談が 11 件、計 81 件でした。

前年度の継続件数 11 件のうち 8 件が当年度で終結となり、3 件が次年度に継続となります。

当年度の新規相談 70 件のうち、57 件が当年度で終結となり、13 件が、次年度に継続になります。

したがって、次年度に継続する件数は、16 件になりました(図1)。

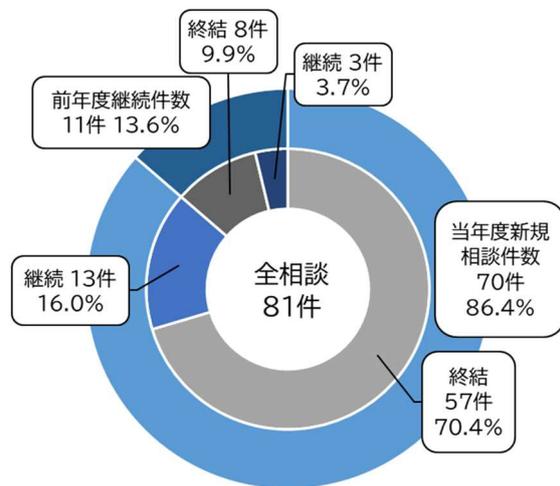


図1 相談の終結・継続件数

### 1 新規相談

新規相談とは、相談者から子ども相談室に相談された、初回の相談(以下「初回相談」といいます。)をいいます。新規相談者とは、新規相談の相談者を行い、同一の相談者でも、相談期間が重複しない新しい内容での相談は、新規相談として集計しています。

#### (1) 新規相談の状況 (図2)

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの新規相談件数(実数<sup>2</sup>)は 70 件で、申立て<sup>3</sup>はありませんでした。

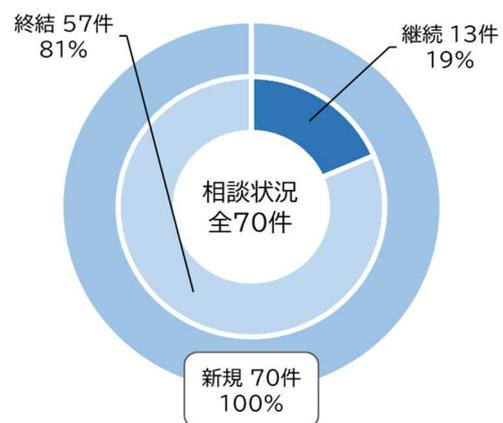


図2 新規相談の状況

<sup>1</sup>数字の単位未満は原則として四捨五入したため、合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。

<sup>2</sup>実数: 1 つの相談ケースについて初回から終結までを「1 件」とします。

<sup>3</sup>申立て: 子どもの権利条例施行規則第 8 条第 1 項に基づく、救済委員に対する要請または意見の表明を行うことを求める申立てを受けた相談のことです。

## (2) 新規相談者及び相談の対象となる子どもの属性

### ① 新規相談者の属性 (図3)

新規相談者のうち、子どもからの相談は37件(52.9%)でした。また、「子ども以外(大人・関係機関)」(以下「子ども以外」といいます。)からの相談は32件(45.7%)でした。令和4年度は「子ども」からの相談は「子ども以外」の相談の約半分でしたが、令和5年度は「子ども」からの相談が「子ども以外」の相談を上回りました。

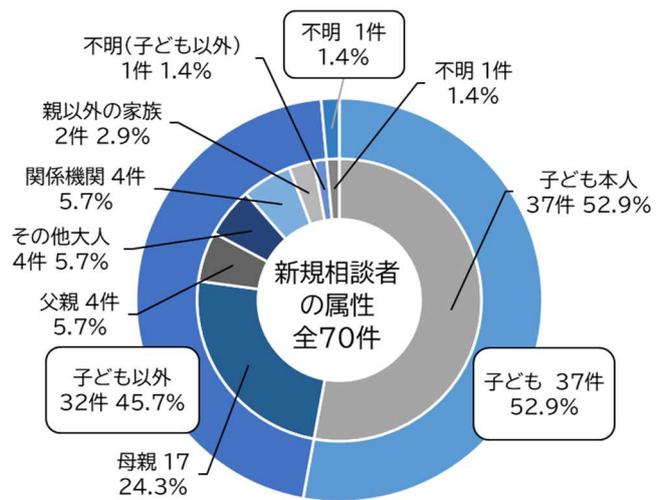


図3 新規相談者の属性

「子ども以外」の相談のうち最も多かったのは、令和4年度(表2b)に引き続き「母親」で17件(24.3%)でした。関係機関からの相談は4件(5.7%)で、令和5年度(表2a)は学校からの相談もありました。

表2a 新規相談者の属性(令和5年度)

令和5年度	
子ども	37
子ども以外	32
母親	17
父親	4
その他大人	4
関係機関	4
親以外の家族	2
不明(子ども以外)	1
不明	1

表2b 新規相談者の属性(令和4年度)

令和4年度	
子ども	8
子ども以外	17
母親	12
父親	1
その他大人	1
関係機関	3
親以外の家族	0
不明(子ども以外)	0
不明	1

### ② 新規相談者が子どもの場合の学年 (図4)

令和5年度、最も多かった学年は「中学1年生」で7件(18.9%)でした。次いで、「小学2年生」で6件(16.2%)、「小学1年生」と「中学2年生」で5件(13.5%)でした。小学1年生から中学3年生まで、各学年1件以上の相談がありました。

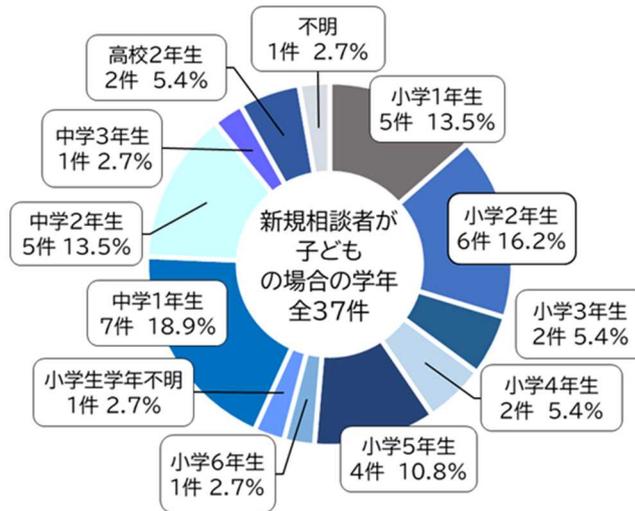


図4 新規相談者が子どもの場合の学年

③相談室を知ったきっかけ（図5）

「どこで知ったか」について(図5a)、最も多かったのは「インターネット」で9件、次いで「その他」が6件でした。「その他」には場所を特定できないもの、例えば知人からの紹介や教育センター分室の掲示が含まれています。

次に、「何の媒体で知ったか」については(図5b)、「機関紙・カード等」が最も多く17件でした。「機関紙・カード等」には、令和5年度に始めた切手のいらない手紙による相談「オンブズお手紙」が含まれています。次いで、「ネット検索」によって子ども相談室を知った相談者が8件でした。また、「その他」には媒体を特定できない場合が含まれます。

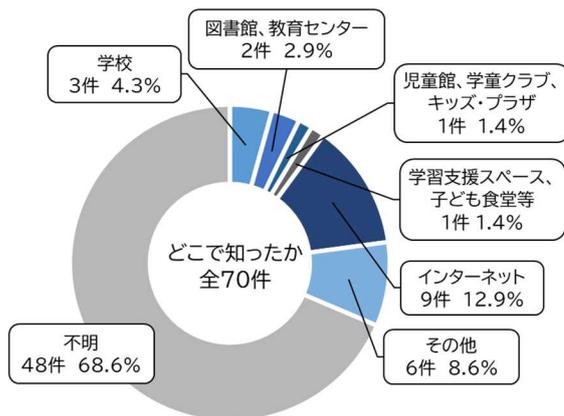


図5a どこで相談室を知ったか

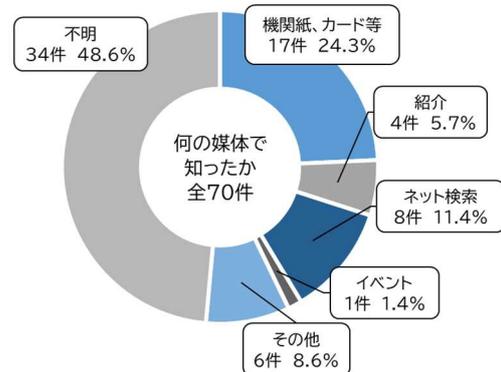


図5b 何の媒体で相談室を知ったか

#### ④初回相談の手段（図6）

初回相談の手段について、「子ども」と「子ども以外」とに分けて集計しています<sup>4</sup>。子ども(図6a)の初回相談では「オンブズお手紙」、「メール相談フォーム」(以下「フォーム」といいます。)がそれぞれ 15 件(40.5%)でした。子ども以外の初回相談(図6b)では「電話」が最も多く利用されました。

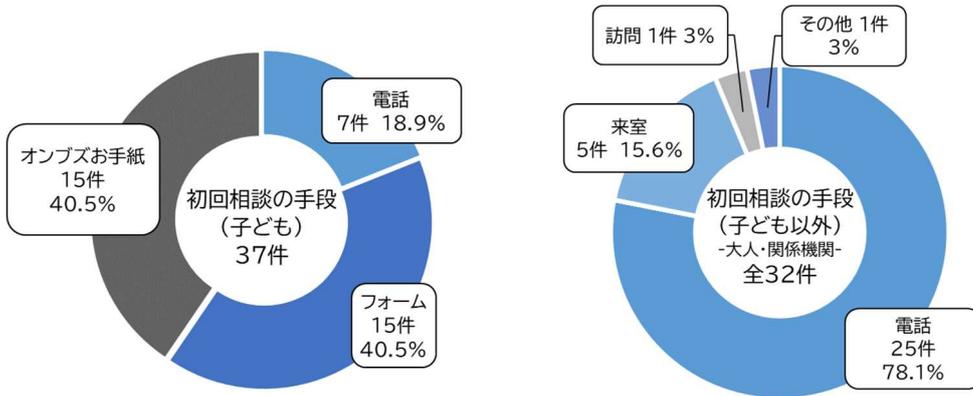


図6a 初回相談の手段(子ども)

図6b 初回相談の手段(子ども以外)

#### ⑤相談の対象となる子どもの学年（図7）

「小学5年生」が9件(12.9%)と最も多く、次いで「小学2年生」、「小学4年生」、「中学1年生」、「中学2年生」がいずれも8件(11.4%)でした。令和4年度同様、ほぼすべての年齢層の子どもについての相談がありました。

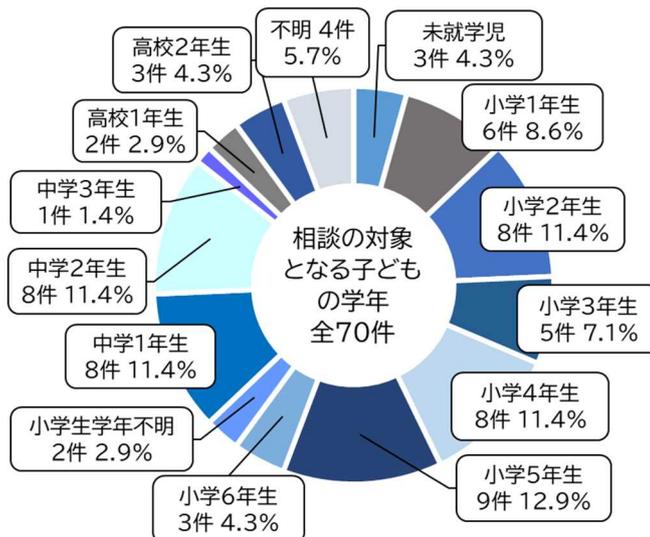


図7 相談の対象となる子どもの学年

<sup>4</sup>新規相談の全件数は70件でしたが、そのうち属性不明の1件は除外しました。

### (3) 相談内容(初回相談における主訴)

#### ①「誰が困っているのか」(図8)

新規相談者が子どもであった場合に、相談内容について「誰についての相談か」すなわち「誰が困っているのか」に着目し、「自分」「家族(きょうだい)」「友だち」「その他の子ども」「不明」に分類して集計しています。最も多かったのは「自分のこと」についての相談(31件、83.8%)で、子どもからの相談のほぼ全てがその子ども自身についての相談でした。

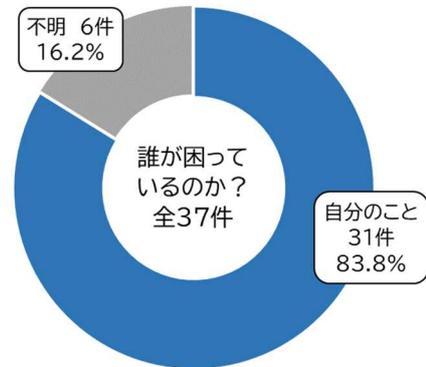


図8 誰が困っているのか

#### ②「どんなことで困っているのか」(図9)

「何についての相談か」すなわち「どんなことで困っているのか」に着目して分類し、集計しています。

子どもからの相談であった場合(図9a)、「交友関係(いじめ以外)」についての相談が12件で最も多い相談でした。

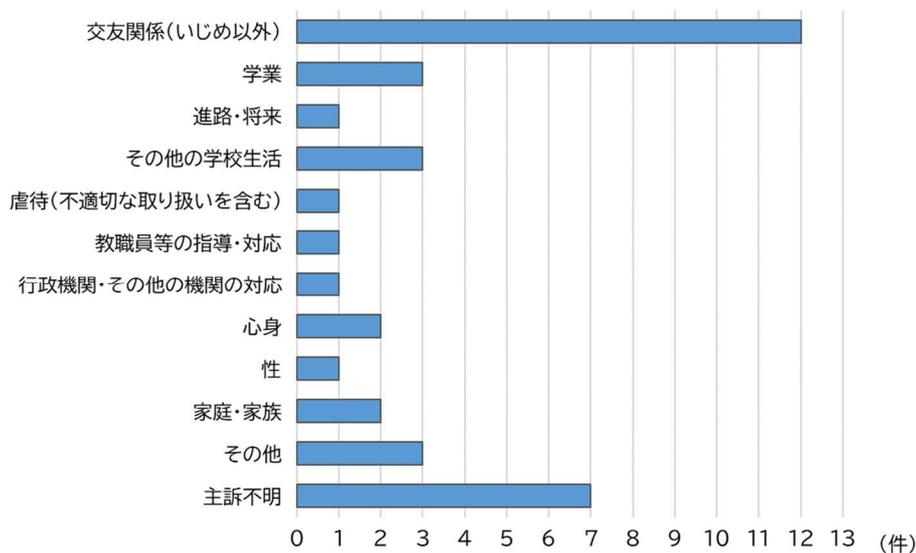


図9a どんなことで困っているのか(子ども)

子ども以外からの相談であった場合(図9b)には、「子育て」についての相談が7件で最も多く、次いで「発達」についての相談が5件でした。「その他」には、令和4年度同様に、子ども相談室を紹介したいという関係機関からの相談などがありました。

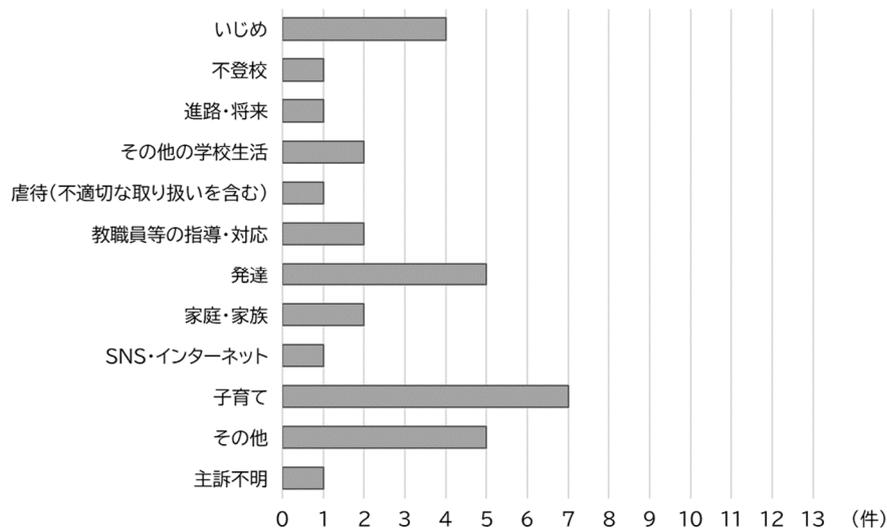


図9b どんなことで困っているのか(子ども以外)

## 2 相談対応の方法 (表3)

令和5年度の相談対応総回数(延べ<sup>5</sup>)は524回(表3a)でした。子どもとの相談対応には令和4年度<sup>6</sup>(表3b)と同様に「電話」を最も多く利用し39回(39.4%)、次いで「オンブズお手紙」が33回(33.3%)でした。子ども以外も「電話」を利用する割合が最も高く、290回(68.2%)でした。

表3a 相談対応の方法(令和5年度)

令和5年度		
方法	子ども	子ども以外
電話	39	290
メール	4	67
フォーム	15	0
手紙	0	4
オンブズお手紙	33	4
オンライン	0	0
来室	7	38
訪問	0	9
その他	1	13
小計	99	425
合計		524

表3b 相談対応の方法(令和4年度)

令和4年度		
方法	子ども	子ども以外
電話	12	90
メール	0	48
手紙	0	0
オンライン	0	3
来室	5	15
訪問	1	10
その他	1	1
小計	19	167
合計		186

<sup>5</sup>延べ: 子ども相談室が受けた相談対応の総数です。例えば、1人の相談者に対して4回の対応を行った場合には4と数えます。

<sup>6</sup>相談対応の総件数は190回でしたが、そのうち属性不明の対応は除外しました。

### 3 関係機関への連絡、調整活動

#### (1) 関係機関の種別 (表4)

子ども相談室は、権利侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、子どもや関係者等から相談を受けた後、必要に応じて区内の様々な関係機関とともに、子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めます。令和5年度は、関係機関の中では教育委員会と最も多くやりとりをしました(77件、39.5%)。次に多かったのは、児童相談所で26件(13.3%)、学校とすこやか福祉センターでそれぞれ25件(12.8%)でした。

表4 関係機関の種別と活動の割合

関係機関の種別	件数(件)	割合(%)
学校	25	12.8
児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ	8	4.1
すこやか福祉センター	25	12.8
児童相談所	26	13.3
教育委員会	77	39.5
区関係課	16	8.2
教育センター	7	3.6
その他	11	5.6
合計	195	100.0

#### (2) 活動の分類 (図10)

関係機関とのやりとりでは、「連絡・打合せ」が主で、162件(83.1%)でした。「調整」は19件(9.7%)、「照会」「関係機関初回相談<sup>7</sup>」は4件(2.1%)、「調査・調整(申立に基づく)」「意見の表明」は3件(1.5%)でした。

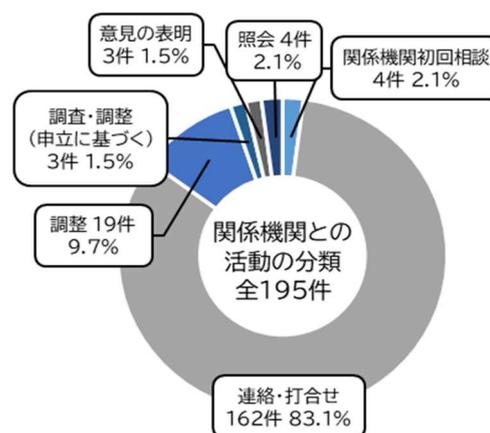


図10 関係機関との活動の分類

<sup>7</sup>初回相談:「Ⅱ1 新規相談(2)」における集計では、子ども以外の「相談」には大人と関係機関からの「相談」が含まれています。「Ⅱ3 関係機関への連絡、調整活動(2)」では、初回の相談者が「関係機関」である場合に限り、「初回相談」として集計しています。

## 4 事例報告

相談事例は、プライバシー保護のため、子ども相談室が対応した複数の事例から構成し、内容を一部変更して作成しています。

### (1) ケース 1 事例報告

#### 【相談内容】

相談者	本人	方法	オンブズお手紙	子どもの所属	小学生
登場人物	本人 A 施設職員				
相談の主な内容	施設の設備について感じていること。				
変な音が聞こえてきて、区立施設の廊下がこわい。					

#### 【対応と経過】

子ども相談室から対象施設に連絡を取り、次の 4 点について確認をしました。①利用者から相談を受けたことがあるか、②現状はどうか、③対策などを行っているか、④利用者から対応を求められた場合の具体的な対応案があれば教えてほしい。

後日、施設担当者より①から④について、返事を受け取りました。①これまで相談を受けたことはない、②空調の機械音が聞こえる、③対策はしていない、④こわい気持ちを少なくするために明るいイメージの装飾をしたいと思います、子どもの思いを汲み、施設内で可能な対応が示されました。

これらの対応を踏まえ、子ども相談室から A へ、相談してくれたことへの感謝と共感する気持ちを伝え、施設に問い合わせた経過の概要と回答を手紙にてお返事しました。

子どもオンブズマンは、手紙を書いた子どもだけではなく、今後、他の子どもたちも安心して施設を利用することができるように、1 ヶ月後に、対象施設を訪問し、当該設備の状況などを実際に見に行きました。設備の限界がある中で、壁などにイラストの飾り付けがされ、明るい雰囲気づくりに取り組んでもらえたことが確認できました。対象施設担当者と顔を合わせることで、子どもが利用しやすい環境の整備について、今後の対応などの意見交換を行うことができました。

## (2) ケース 2 事例報告

### 【相談内容】

相談者	本人	方法	電話	子どもの所属	中学生
登場人物	本人 A 母親				
相談の主な内容	母親に「塾に行く日を減らしたい」と伝えたい。伝える練習をしたい。				
部活と塾と習い事で毎日忙しいです。塾は部活の後に行っていて、家に帰るのはいつも 22 時くらいになります。塾の宿題が多く、休みの日は塾の宿題で時間がなくなって、友だちと遊ぶ時間がありません。来年は高校受験があるので勉強は頑張りたいけれど、忙しすぎて友だちと遊べないとやる気がなくなっていきます。今は週 3 日塾に行っているけれど、1 日か 2 日に減らしたいです。母親に塾に通う日を減らしたいと言いたいけれど、うまく伝えられるか自信がありません。					

### 【対応と経過】

A の思いを傾聴しながら、「遊ぶ時間を持つこと」も「自分の気持ちを伝えること」も子どもの大切な権利であること、自分の気持ちを相手に伝えたいと思う気持ちはすばらしいことだと支持しました。A は母親に伝える内容を文章にまとめていて、母親に伝える練習をしたいと希望したため、専門員が母親役になり、電話でシミュレーションを試みました。一人で母親に伝えることが不安であれば、子どもオンブズマンが A と一緒に母親へ話すことができると伝えてみたところ、A より「まずは自分で話してみたい」と思いを教えてくださいました。専門員は A の気持ちを大切に、自分で伝えてみることを応援しました。

### (3) ケース 3 事例報告

#### 【相談内容】

相談者	父親	方法	電話	子どもの所属	小学生
登場人物	本人 A	父親	校長		
相談の主な内容	A は、教室で落ち着いて過ごすことが難しく、周囲とのトラブルがある。そのため、学校行事に保護者の同行が求められている。				
A は、授業中に教室を歩き回ってしまったり、友だちとのトラブルで物を投げたしまったり、休み時間に校門の外に出してしまうことがありました。それらのことから、当該学年に予定されている学外での学校行事について、学校から「保護者の同行が必要であり、同行できない場合は参加ができない」と連絡がありました。					

#### 【対応と経過】

まず、専門員から、A に会って気持ちを聞きたい旨を伝えると、父子で来室されました。子ども相談室では父親と A の時間をわけて、子どもオンブズマンと専門員で面談を行いました。A は学校が大好きであること、学校行事にはみんなと同じように自分一人で参加したいこと、物を投げたり、学校外に出たりすることはいけないことだとわかっていること、感情のコントロールができず困っていることを話してくれました。学校と父親の面談が予定されていたため、父親には①学校が考えている具体的なリスクを聞くこと、②そのリスク解消に向けて学校から A にどのような指導をしているか聞くことを提案しました。

父親と学校との面談では、父親が①②について伝え、学校側が A と対話を重ねる重要性を理解してくれ、保護者の同行なく行事に参加することができたと報告を受けました。

子ども相談室で A と面談した際、A は「学校も友だちも大好きだけれど、うまくいかず困っている。自分の気持ちを学校に知って欲しい」と教えてくれました。A の了解を得て、子どもオンブズマンと専門員で学校に A の気持ちを伝えに行きました。校長へ A の気持ちを伝えたと、A 自身の葛藤する気持ちを理解してくれ、A が大好きな学校で過ごせるように、学校でできることを考えていくと話してくださいました。

#### (4) ケース 4 事例報告

##### 【相談内容】

相談者	母親	方法	電話	子どもの所属	小学生
登場人物	本人 A	母親	同級生 B	担任の先生	
相談の主な内容	A は「いじめの加害者だ」と言われてしまった				
A と B は同じクラスの同級生で、休み時間に一緒に遊んだりしていました。ある日の中休みに、A は B に対して、いつもより少し強めの口調で自分の考えを言ったところ、B は黙ってしまいました。次の日から 3 日間、B は学校を休みましたが、B はこれまでも時々欠席することがあったため、A は気にとめませんでした。翌々週、A の母親は担任の先生から連絡を受け、B の保護者から学校に相談があり、A がいじめの加害者として指導を受けたことを知りました。					

##### 【対応と経過】

母親は、「子ども同士のやりとりで行き違いがあったり、少し言いすぎてしまったりすることもあるかもしれないが、そういった学校生活のなかで、子どもはいろいろ学んだり成長し合えたりするのではないか。突然、相手が『傷ついた』と言ったことで、こちらの気持ちも聞かずに、『いじめの加害者だ』と決めつけられるのは納得ができない。A だって、傷つくことを言われたり嫌なことをされたりしても、我慢していることだってある」と思っているとのことでした。

専門員より、「A と会って気持ちを聞き、A の思いや考えを大切にしたい」と応えたところ、母子で来室し、子どもオンブズマンと専門員が A と面談をしました。

A は、「いじめるつもりはなかったのに、『いじめだ』と言われておかしいと思った」「傷つけたことは B に謝りたい。自分にとっても B にとっても善い解決をしたい」「先生に自分の気持ちを聞いてほしい」と言いました。子どもオンブズマンから A に、希望があれば A の気持ちを学校に伝えることもできると提案すると、A は、「自分の言葉で担任の先生に話したい」と自分の考えを話してくれました。

子どもオンブズマンは、A の考えを受け止め、自分の言葉で話したいと言う勇気を支持しました。学校のカウンセラーには相談ができていることも確認しました。そして、いじめに関する考え方について話し、A も理解しました。今後も A が何か気になることや相談したいことがあったら、またいつでも話してほしい旨を伝えました。

子どもオンブズマンは、A の了解を得て、母親に A の相談の様子を報告し、母親に対しても、いじめに関する法律上の定義や学校に求められる調査義務等について説明しました。母親は、「A はもう気持ちを切り替えている。その気持ちを尊重したい」と話しました。

## 5 要請・意見の表明

令和 5 年度は、中野区長に対し意見の表明を 1 件行いました。

本件は、令和 4 年 12 月 10 日付けの申立てをきっかけに、発意による調査を実施し、令和 5 年 5 月 23 日付けで行ったものです。

意見表明通知書及び意見表明書の全文は、IV 参考資料に掲載しております。また、意見表明書は中野区ホームページにも公開されています。

子どもの権利条例第 24 条第 2 項第 4 号において、子どもオンブズマンは、「(子どもに対する)権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明する」と規定されています。

本件は、令和 4 年度に子ども相談室を開設した直後に、酸素投与という医療的ケアを必要とする 1 歳の児童(以下「本児」といいます。)の保護者から相談を受けた事案です。子どもオンブズマンと専門員は、相談者と直接又はオンラインで複数回面談を行い、対応方針を協議しながら進めました。また、子どもオンブズマンと専門員は、オンライン面談や相談者宅への家庭訪問を通じ、本児が家庭で酸素投与を受けている状況を確認しました。

本件では、中野区の保育園で提供できる医療的ケアの種類が 3 つに限定されていることから(「中野区保育所医療的ケア事業実施要綱」)、本児のように酸素投与が必要な医療的ケア児は保育園に入園できず、子どもの居場所や活動範囲等が制限されること、また、医療的ケア児に対する支援体制をより拡充することが、あらゆる子どもの権利保障のために必要であると考えられたことから、発意調査を経て、子どもの権利条例第 24 条第 2 項第 4 号に基づく意見の表明を行いました。

令和 3 年 9 月 18 日に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。同法においては、医療的ケア児及びその家族への適切な支援に関して地方公共団体の責務が明記されています。同法の制定をきっかけとして、各地方公共団体においても、医療的ケア児やその家族への支援体制の拡充は喫緊の課題として認識され、その施策の促進が進められています。

中野区においても、後述のとおり、意見の表明後、保育所医療的ケア事業実施要綱の改正をはじめとし、医療的ケア児等コーディネーターによる支援活動の促進や、一元的な医療的ケア児等の相談窓口の設置検討、これらの支援のための予算計上など、医療的ケア児に対する支援拡充の動きが見られます。意見の表明がその後押しの一助となったとすれば、こんなに嬉しいことはありません。

医療的ケアの要否や障害の有無などに関わらず、全ての子どもの権利が保障され、全ての子どもが幸せに生きていけるよう、今後も子どものための活動に取り組んでいきたいと思っております。(森本子どもオンブズマン)

## 【医療的ケア児に関する中野区の動き】

意見の表明後における、医療的ケア児に関する中野区の主な動きについて、以下のとおりまとめました。

### (1) 医療的ケア児に対する保育園の制度の拡充について(発意による調査①)

#### ① 中野区保育所医療的ケア事業実施要綱の改正(令和5年5月)

医療的ケアの対象に「前3号(喀痰吸引及び定時薬液吸入・気管切開部管理、経管栄養、定時導尿)に掲げるもののほか、区長が認めるもの」の一号を追加し、個々の医療的ケア児の状況に応じて保育園での受け入れを検討できることとした。

また、それに合わせ、「中野区保育所等のごあんない」の中に、「上記以外の医療的ケアにつきましては、運営支援係へご相談ください」の一文が追加された(令和5年8月)。

#### ② 「区立保育園の建替整備の考え方(案)」の中で、医療的ケア児の受け入れ体制の拡充を区議会へ報告(令和5年12月)

本報告の中で、医療的ケア児の受け入れが区立保育園に求められる機能・役割としたうえで、民間保育施設に対する研修を実施することにより保育施設全体の受け入れ体制の拡充を図ることが述べられた。

そして、施設面の課題から受け入れできない医療的ケア児もいるため、区立野方保育園について、令和12年度を目途に施設の建替整備を行う案が示された。

### (2) 医療的ケア児に対する福祉サービスについて(発意による調査②)

#### ① 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備が盛り込まれた「中野区健康福祉総合推進計画」の策定(令和6年3月)

「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」の活性化や、協議会における議論を踏まえた支援体制の構築、「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」の運営の継続、区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置の明確化と、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる支援活動の促進、誰にとっても分かりやすい一元的な医療的ケア児等の相談窓口の設置検討、といった内容が、第8章の「中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画」の中に盛り込まれた。

※「中野区健康福祉総合推進計画」は、「中野区地域福祉計画」や「中野区高齢者保健福祉計画」、「中野区障害者計画」など 9 つの計画を包含する総合的な計画であり、令和 6 年 3 月に策定した計画の計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度まで。

②令和 6 年度当初予算において、医療的ケア児等支援のための各種事業に関する予算を計上(令和 6 年 3 月)

以下の事業の予算が令和 6 年度当初予算に計上され、令和 6 年 3 月に成立した。

○医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業(新規)

民間事業所における医療的ケア児等の支援体制の整備を促進するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置している相談支援事業所に対し補助を行う。

○区立学校、学童クラブにおける医療的ケア児の受け入れ(拡充)

日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する区立小中学校、学童クラブに看護師を配置し、必要な医療的ケアを行う。

○移動支援サービス事業の拡充(通学等支援)(拡充)

特別支援学校に通学バスで通う医療的ケア児に対し、バスに同乗する看護師が確保されず、保護者の同乗を求められた場合、保護者代理人制度を活用してガイドヘルパーを派遣し、登下校時の送迎を行う。

○重症心身障害児通所支援事業所医療的ケア事業(拡充)

重症心身障害児や医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、民間障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の受入れ促進の継続及び送迎サービスの充実のため看護師の person 費補助を拡充する。

## 6 まとめ

開室から2年目を迎え、新規相談件数は前年度に比して4割増となりました。内訳をみますと、半数以上が子ども自身からの相談であり、「子ども相談室」の存在が少しずつ子ども達の間にも認知されてきたのではないかと思います。また、子ども以外からの相談の内訳は、母親が最も多く(24.3%)、次に父親、その他の大人、関係機関の職員等が続きました。

「相談室を知ったきっかけ」において、「どこで知ったか」については、「インターネット」が最も多く9件でした。昨今は、小中学生に学校から学習用端末が配布され、授業等でも活用されていますから、何か困った時にはインターネットで検索することが子どもたちの間でも日常になっているように思います。さらに令和5年度は、新たな試みとして、切手の要らない「オンブズお手紙」を開始し、学校を通して児童・生徒へ用紙を配布していただきましたので、これを通して当相談室の存在を知った子どもたちも増えたものと思われます。「メール相談」も15件ほどありましたので、今後もこのオンラインを活用したアクセスツールも広げつつ、内容によっては子ども自身との対面相談にぜひつながっていかれると良いと考えています。相談者の学年は、中学1年生が7件、次に小学2年生が6件、小1、中2が5件ずつで同率でした。相談内容は、「交友関係(いじめ以外)」、「学業」、「その他の学校生活」、「家庭・家族」、「心身」など多岐に亘ります。

事例報告は、個人が特定されないよう細心の注意を払って4例を掲載しました。事例は、相談に対する具体的なイメージを持っていただくとともに、皆様に気軽に相談していただきたいという思いからご紹介しています。

ケース1は、オンブズお手紙を活用した例であり、日頃から自分が利用している地域内の施設設備について具体的な要望を寄せていただいたもので、子どもオンブズマンと専門員が当該施設と環境改善に向けて話し合いました。子ども自身の問題意識や自分が住む地域や施設をより良いものにしたいという意見を発信していただくことは非常に大切なことであり、今後もぜひいろいろな意見を寄せていただきたいと思っています。

ケース2は、自分の気持ちを親へ伝える練習をお手伝いした事案でした。子どもは、親の期待や気持ちを日頃から十分に感じていますので、本当の気持ちを伝えるときには非常に勇気が必要な場合があります。このような節目に相談室が少しでも役に立つことができたのならば嬉しく思います。

ケース3は、我が子を真ん中に置き学校側との話し合いに悩む保護者からのご相談でした。最後に、ケース4はいじめに関わる問題で、最初のコンタクトは母親からの入電でしたが、その後子ども自身との面談につながり“自分の言葉で話してみる”という勇気を支持した事例でした。このように、手紙、電話、面談など相談の仕方はいくつもありますので、どうぞお気軽にアクセスいただければと思います。(石川子どもオンブズマン)

## 付録：分類一覧

### 【受付に関わる分類】

新規相談者の属性 誰からの相談か？	何についての相談か？ どんなことで困っているのか？ ※3
子ども	いじめ(疑い含む)
子ども以外(大人・関係機関)	交友関係(いじめ以外)
不明	不登校
	学業
	進路・将来
	その他の学校生活
	虐待(不適切な取り扱いを含む)
	体罰(暴力・暴言を含む)
	教職員等の指導・対応
	行政機関・その他の機関の対応
	心身
	発達
	性
	家庭・家族
	労働・アルバイト
	SNS・インターネット
	差別
	制度改善
	子育て
	その他
	主訴不明

※1 属性が子どもの場合のみ選択する

※2 権利侵害を受けている対象は誰か？

※3 権利侵害であると感じていることは何か？

救済を求めていることは何か？

【活動・対応に関わる分類】

対応方法	対応の相手	活動分類 ※4
電話	本人	相談
メール	家族	関係機関初回相談
フォーム	学校関係者	連絡・打合せ
手紙	関係機関(学校関係者以外)	調整
オンブズ手紙	相談者子ども	助言
オンライン	相談者大人	申立て
来室	その他	調査・調整(申立てに基づく)
訪問	不明	意見の表明
その他		要請
		照会
		他機関紹介
		コンサルテーション
		その他
		不明
		※4 関係機関の場合、「相談」と「他機関紹介」は選択しない
新規/継続の別	相談者属性	関係機関種別
新規	本人	学校
継続	父親	幼稚園、保育園
年度継続	母親	児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ
	親以外の家族	すこやか福祉センター
	その他子ども	児童相談所
	その他大人	教育委員会
	不明	教育センター
		区関係課
		学習塾・習い事・スポーツクラブ等
		福祉オンブズマン
		医療機関
		図書館
		その他
		不明
対象となる子どもの学年		
未就学児		
小1		
小2		
小3		
小4		
小5		
小6		
小学生学年不明		
中1		
中2		
中3		
中学生学年不明		
高1		
高2		
高3		
高校生学年不明		
所属なし		
不明		



## Ⅲ 普及啓発活動

- 1 子ども相談室の愛称・マスコットキャラクター  
の募集及び選定ワークショップ
- 2 子どもの権利の日フォーラムなかの 2023
- 3 講師派遣
- 4 視察受入れ
- 5 外部研修等への参加
- 6 関係機関との関わりなど
- 7 普及啓発ツール
- 8 まとめ



### Ⅲ 普及啓発活動

#### 1 子ども相談室の愛称・マスコットキャラクターの募集及び選定ワークショップ

##### (1)愛称・マスコットキャラクターの募集

募集期間：令和 5 年 5 月 1 日から 6 月 15 日

応募資格：中野区在住、在学の小学校 1 年生から中学校 3 年生

応募総数：愛称 84 件、マスコットキャラクター 374 件

##### (2)愛称・マスコットキャラクター選定ワークショップ

募集期間：令和 5 年 4 月 20 日から 5 月 31 日

応募資格：中野区在住、在学の小学校 4 年生から中学校 3 年生

参加人数：12 名

実施日時：令和 5 年 6 月 17 日、7 月 8 日、9 月 9 日、10 月 14 日、  
11 月 11 日 全 5 回

##### (3)関連イベント「子ども相談室のマスコットキャラクターを一緒に描こう」

###### ①みなみ児童館

日時：令和 5 年 6 月 7 日

参加人数：25 名

協力：南中野中学校美術部生徒 6 名

###### ②野方児童館

日時：令和 5 年 6 月 14 日

参加人数：20 名

協力：中野中学校美術部生徒 5 名

子ども相談室の存在を広く知ってもらい、子どもたちに親しみを持って覚えてもらえるよう、子ども相談室の愛称とマスコットキャラクターを募集しました。

子どもの自由な感性で作られた作品はどれも素晴らしく、中には着目点の鋭さを感じる作品もあり、募集期間中は子ども相談室一同、毎日届く作品を楽しみにしていました。

また、募集期間中に、児童館、中学校美術部にご協力いただき、一緒にキャラクターを描くイベントも開催しました。小学生の子どもたちと話しながら、美術部の生徒達が絵を描くサポートをしてくれました。また、美術部の生徒たちも素晴らしい作品をたくさん描いて応募してくれました。

応募作品の中から愛称・マスコットキャラクターを選ぶにあたり、大人の意見

だけで決めるのではなく、子どもの声を反映させて選ぼうと考え、子どもたちが参加する選定ワークショップを実施しました。

ワークショップでは、子どもの権利とはどんなものか、子ども相談室はどこか等を、遊びを交えながら学んでもらうことから始めました。選定作業ではたくさんの作品ひとつずつに目を通し、悩みながらも子どもたちが各々の思いでイメージに合う作品を選んでくれました。また、選んだ愛称、マスコットキャラクターを活用したノベルティグッズのアイデアも考えてくれました。

最初は慣れない場所で、慣れない人を前にし、子どもたちに緊張が感じとれましたが、参加するにつれ、のびのびと話す姿が見られるようになり、安心したのと同時に、目標を最後までやり切ってくれたメンバーたちに大変感謝しています。

作品を応募していただいた皆様、ワークショップに参加してくれた子どもたち、参加にご協力いただいた保護者の皆様に、深く感謝を申し上げます。



ワークショップ 第1回  
野村オンブズマンによる概要説明



ワークショップ 第2回  
候補作品の選定作業



ワークショップ 第3回  
選んだ理由、良いところを書き出す



児童館での関連イベント  
中学校美術部生徒と一緒にキャラクターを描く子どもたち

## 2 子どもの権利の日フォーラムなかの 2023

主催：中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

会場：教育センター分室地下 1 階、3 階

日 時	令和 5 年 11 月 11 日(土)13:00～16:30
内 容	<p>○子どもの権利の日フォーラムなかの2023</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度子どもオンブズマン活動報告 石川子どもオンブズマン、時田専門員</li> <li>・パネルディスカッション 野村子どもオンブズマン、子どもの権利委員会 内田塔子 会長、中野区ハイティーン会議メンバー 多田圭吾さん</li> <li>・子ども相談室愛称・マスコットキャラクター発表 森本子どもオンブズマン、選定ワークショップメンバー</li> </ul> <p>○子どもの権利ミニクイズ 協力：特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン</p> <p>○造形ワークショップ ～カラー粘土でバースデイスーツ作り～ 協力：こども教育宝仙大学</p> <p>○オリジナル缶バッチ作成ワークショップ 協力：東京経済大学野村武司教授ゼミの学生</p> <p>○愛称・マスコットキャラクター作品展示</p>
参加者数	延べ 107 名

子どもの権利条例において定めた「中野区子どもの権利の日」に合わせて、普及啓発事業を実施しています。

令和 5 年度は、子ども相談室がある教育センター分室を会場に、子どもから大人まで参加できるコンテンツを、区内の大学や団体等にご協力いただき、実施しました。

メインプログラムとなる「子どもの権利の日フォーラムなかの 2023」の最後では、子ども相談室の愛称・マスコットキャラクターの発表と作者の表彰が行われました。作品を選んでくれたワークショップメンバーの子どもたちによる発表後、作者のお二人から作品に込めた思いを伺い、酒井区長より賞状と記念品を贈呈しました。



令和 4 年度子どもオンブズマン  
活動報告



パネルディスカッション



愛称・マスコットキャラクター発表



中野区長から作者の表彰



造形ワークショップ



缶バッチ作成ワークショップ

### 3 講師派遣

日 程	研修名等	講 師	受講者数
令和 5 年 4 月 25 日	校長・園長研修	野村 子どもオンブズマン	40 名
5 月 24 日	区新規採用職員研修	事務局職員	155 名
6 月 22 日	児童館等職員研修	森本 子どもオンブズマン	81 名
6 月 30 日	人権教育担当教員研修	野村 子どもオンブズマン	32 名
7 月 21 日	谷戸小学校人権教育研修	野村 子どもオンブズマン	24 名
8 月 29 日	青少年育成地区委員会研修	石川 子どもオンブズマン	22 名
10 月 24 日	教務主任会	石川 子どもオンブズマン	30 名
12 月 7 日	副校長・副園長研修	野村 子どもオンブズマン	33 名
12 月 14 日	実務研修(人権セミナー) ※区係長級職員対象研修	森本 子どもオンブズマン	42 名

### 4 視察受入れ

日 程	団 体 等
令和 5 年 4 月 6 日	杉並区子ども家庭部管理課
5 月 26 日	武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課
8 月 31 日	江東区こども未来部こども家庭支援課
9 月 14 日	ボイス・オブ・チルドレン沖縄、公益財団法人 キリン福祉財団

## 5 外部研修等への参加

### (1)「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井実行委員会、小金井市

会場：小金井 宮地楽器ホール ほか

#### ■シンポジウム

「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」

日 時	令和 6 年 2 月 10 日(土・祝)13:00～16:30
内 容	<p>○論点整理・解題 加藤 悦雄(大妻女子大学)</p> <p>○自治体報告 千葉県流山市、神奈川県川崎市、東京都</p> <p>○特別報告 まちづくりにおける子ども・若者の参画 – 静岡県内での実践を通じて – 土肥 潤也(NPO法人わかもののまち代表理事/こども家庭審議会委員)</p> <p>○ディスカッション コーディネーター 安部 芳絵(工学院大学)、加藤 悦雄(大妻女子大学)</p>
参加者	子どもオンブズマン 2 名(オンライン)、専門員 2 名(オンライン) 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員) 1 名

#### ■分科会

日 時	令和 6 年 2 月 11 日(日)10:00～15:40
内 容	<p>○ 第一分科会 子どもの相談・救済</p> <p>○ 第二分科会 子どもの虐待防止</p> <p>○ 第三分科会 子どもの居場所</p> <p>○ 第四分科会 子ども参加</p> <p>○ 第五分科会 子ども計画</p> <p>○ 第六分科会 子ども条例</p>
参加者	子どもオンブズマン 2 名(うちオンライン 1 名)、専門員 2 名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員含む) 4 名

## (2)子どもの相談・救済に関する関係者会議

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井実行委員会・小金井市

会場：市民会館 萌え木ホール

日時	令和6年2月12日(月・祝)10:00~16:00
内容	○報告 調査・調整活動について 北本市子どもの権利擁護委員 制度改善のための提言等について 名古屋市子どもの権利擁護委員 子どもの相談・救済機関が担う諸課題について ○報告内容に関するディスカッション ○各グループ内の情報の全体共有 ○参加自治体からの情報・意見交換
参加者	子どもオンブズマン2名、専門員2名

### ■参加報告

シンポジウムでは、開催地となった小金井市の白井亨市長から、子どもの権利に関する市の取組について報告があった後、千葉県流山市など3つの自治体と、静岡県を中心に活動しているNPO法人わかものまちより、子どもの意見聴取と自治体施策への反映についての報告がありました。

ディスカッションでは、これまで苦労した点やこれからの課題、子ども施策に取り組む職員として求められる資質など、多くの有意義な話を伺うことができました。

分科会は、全部で6つに分かれて実施され、そのうち第四分科会「子ども参加」では中野区ハイティーン会議、第六分科会「子ども条例」では中野区子どもの権利委員会等の報告を中野区職員が行いました。

また、全国自治体シンポジウムの開催に伴い実施された関係者会議では、子どもの相談・救済制度に携わる実務者が集まり、制度を運営するうえでの課題等を共有し、よりよい制度運営に向けて議論を交わしました。

(3)外部研修や会議等への参加

日 程	内 容	参 加 者
令和 5 年 7 月 7 日、 8 月 4 日	中野区子どもの権利擁護推進研修 「子どもの権利擁護と子どもアドボカシー」 講師：川瀬信一 (一般社団法人 子どもの声からはじめ よう代表理事／こども家庭庁参与)	専門員
8 月 26 日	西東京市子どもの権利擁護委員 「令和 4 年度活動報告会」	専門員
8 月 30 日	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジ ャパン 「～子ども参加における子どもの「安心・ 安全」の確保のための自治体職員向け勉 強会～」	専門員
9 月 8 日	東京都福祉局 「地域子育て支援機関研修 子ども虐待 問題の理解 ～支援が必要な家庭への関 わり～」	専門員
10 月 19、 20、23、 24、25 日	こども家庭庁 「相談業務上級研修」	専門員
10 月 19、 20、25、 26、27 日	こども家庭庁 「相談業務研修」	専門員
11 月 25 日	子どもの権利条約フォーラム 2023in とよ た実行委員会 「子どもの権利条約フォーラム 2023in と よた」	専門員
12 月 17 日	中野区育成活動推進課 「中野区ハイティーン会議報告会」	子どもオンブズマン 事務局職員
令和 6 年 1 月 17 日	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジ ャパン 「第 3 回自治体職員向け勉強会 子ども の権利条例と子どもの最善の利益」	専門員

## 6 関係機関との関わりなど

### (1) 野方児童館こどもフェスティバル

令和5年7月22日に開催されたこどもフェスティバルに、昨年に引き続き参加させていただきました。

絵本『わたしのワンピース』のウサギの絵に、いろいろな色やかたちをしたシールを貼ってもらい、世界に一つだけの絵を作る、という内容です。

シールを受け取る際に質問に答えてもらいました。「好きな食べ物は？」「行ってみたいところは？」「今の気持ちを一言で」等の質問に対し、子どもたちはその時の気持ち、考えを素直に表現してくれました。

出来上がった絵は現在子ども相談室の廊下に掲示してあります。



### (2) みなみ児童館「子どもの権利を考えよう」

令和5年8月2日から18日の間、みなみ児童館で子どもの権利に関する図書コーナーを設ける「子どもの権利を考えよう」を実施するということのを伺い、8月8日にみなみ児童館を訪問しました。

野村子どもオンブズマンや専門員による絵本の読み聞かせや、ぬりえ『きかせて あなたのきもち』ワークブックを使い、児童館に来た子どもたちとふれあいました。



## 7 普及啓発ツール

### 【配布による普及啓発】

項目	配布時期	対象	配布方法
「子ども相談室ニュースレター」(第2号)	4月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等	電子配信 交換便 郵便
「子ども相談室ニュースレター」(第3号)	7月	区内の小・中学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等	電子配信 交換便 持参
中野区子どもオンブズマン お手紙相談	9月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、児童館、図書館等	交換便 郵送
「子ども相談室ニュースレター」(第4号)	10月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等	電子配信 交換便 郵便
「ポカコロだより」(第5号) ※旧「子ども相談室ニュースレター」。愛称・マスコットキャラクターの決定に合わせ、名称変更	1月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等	電子配信 交換便 郵便
ノベルティグッズ (ステッカー、鉛筆、クリアファイル、巾着袋)	11月 ～	事業参加者に配布等	直接配布

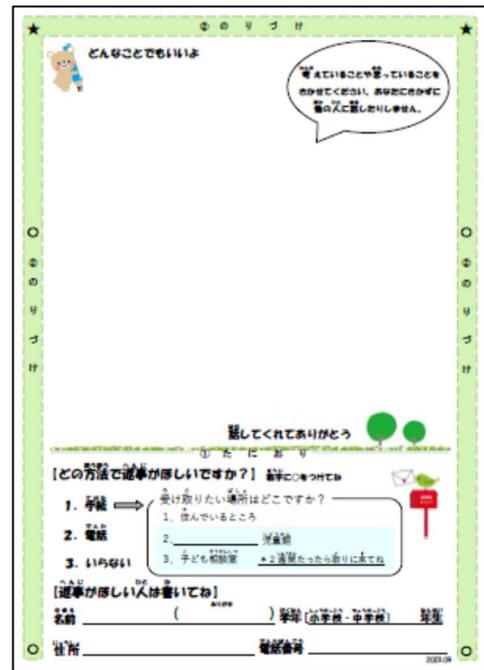
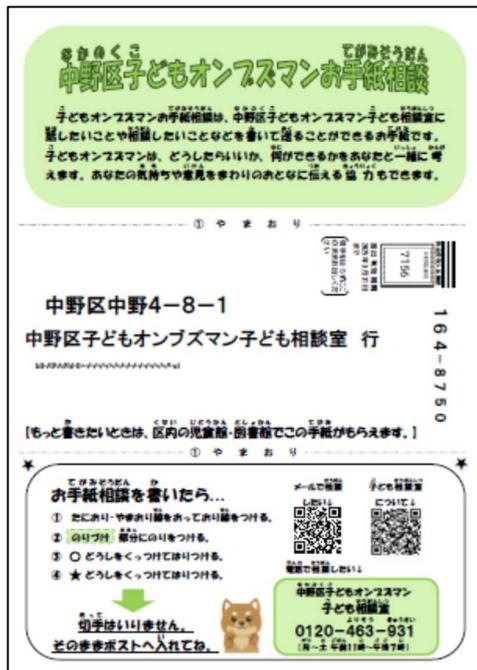
## (1) 中野区子どもオンブズマンお手紙相談

令和5年度に、切手不要の手紙相談用紙を作成し、区内の児童・生徒に配布しました。配布後は、手紙の相談だけでなく、他の方法での相談も増加したことから、子ども相談室の周知に大きな効果があったと考えています。

相談用紙は児童、生徒に配布した他、児童館や図書館にも設置しています。

(表面)

(裏面)



## (2) ポカコロだより(旧「子ども相談室ニュースレター」)

令和5年度は計4回発行しました。愛称・マスコットキャラクター及び選定メンバーの募集やお手紙相談開始のお知らせ、選定ワークショップや子どもの権利フォーラムの実施報告、愛称・マスコットキャラクターの発表のほか、夏休み前に発行した号では、子どもの居場所を特集し、学校が休みの間、子どもたちがほっとできる場所、安心できる場所を紹介しました。また、第5号から、子ども相談室の愛称「ポカコロ」を活用し、名称を「ポカコロだより」とし、マスコットキャラクター「だんごーず」を登場させ、親しみやすく、目を引く紙面づくりを目指しました。



## 【第5号】愛称・マスコットキャラクターの紹介、権利の日フォーラム実施報告



### (3) ノベルティグッズ

愛称・マスコットキャラクターを活用し、子ども相談室のノベルティグッズを作成しました。

鉛筆、クリアファイル、巾着袋は、愛称・マスコットキャラクター選定ワークショップの子どもたちが考えてくれたアイデアを採用しました。



ステッカー



巾着袋・クリアファイル・鉛筆

## 8 まとめ

### (1) 子どもオンブズマンと子どもの権利の普及啓発活動について

子どもオンブズマンの活動の中で、子どもオンブズマンを知ってもらうという「広報」だけでなく、子どもの権利や子どもの権利条例を「普及啓発」する活動はとても大切なものです。Ⅱの相談・救済活動は、子どもオンブズマンの活動の中心ですが、子どもがなにか「困った」と思ったときに、それが子どもの権利の問題だと思い当たる、思い当たれることも大切で、子どもの権利の「普及啓

発」にはそうした意味があります。

また、子どもの権利は、中野区であれば子どもの権利条例に基づいて、よりよくなるように促進される必要があります。Ⅱ5 の要請・意見の表明はそうした意味で、正式に制度改善を促すものですが、さらに、子どもが日常の中で主人公であると思えるようなあり方を作っていくことは、子どもの権利保障を守り促進していく、子どもオンブズマンの役割の一つです。

## (2) 子どもワークショップ

子ども相談室で行う子どもワークショップは、子どもの権利の促進を図るものとして、子どもオンブズマンの活動として、特に重視しているものです。子ども相談室の愛称、子ども相談室のマスコットキャラクター選定は、子どもオンブズマン、子ども相談室の広報に当たるものですが、同時に、ワークショップを通じて、子どもたちから意見や考えを聞いてこれらを決めるというあり方は、子どもの権利の根幹に当たるもので、子どもオンブズマンとして大切にしていきたいと考えています。

ワークショップの様子は、上に述べたとおりです。子どもワークショップの前提となる愛称案、マスコットキャラクター案の応募が予想を超えて多数に上ったことは大きな成果でした。また、「マスコットキャラクターを描いてみよう」として、ワークショップに先駆けて行った児童館等での取組は、区内の中学校の美術部の生徒のみなさんに手伝ってもらえたということもあり、とても盛り上がりました。応募作品を選定する子どもワークショップ自体への子どもの参加はこじんまりとしたものになりましたが、東京経済大学野村武司教授ゼミの学生の工夫や手助けもあり、参加してくれた子どもたちは、回を重ねるごとに、それぞれ真剣に取り組んでくれたように思います。子ども相談室の広報のためのノベルティグッズもこのワークショップで出た子どもたちの意見を反映したものとなっています。

こうした子どもの意見を反映する取組を「文化」にしていくことが大切であると考えているので、地道に取り組んでいく必要があるものと考えています。

## (3) 子どもの権利の日フォーラムなかの 2023

「中野区子どもの権利の日」の取組として、「子どもの権利の日フォーラムなかの 2023」を企画し、開催しました。その中で、活動 1 年を迎える子どもオンブズマンと子ども相談室の活動報告(令和4年度)を、メイン会場で行いました。活動報告にとどまらず、中野区子どもの権利委員会の内田塔子会長、中野区ハイティーン会議の多田圭吾さんにも参加してもらってパネルディスカッション

ができたのも成果でした。

それぞれがどのように考え、どのような取組を行い、子どもオンブズマンと相談室にどのような期待を持っているのかについて話を聴くことができ、意見交換もできました。子どもの権利委員会の乳幼児世代の子どもの声をどのように聞いているのかはとても参考になりましたし、ハイティーン会議の世代を超えた交流の取組はうなずけるものがありました。

フォーラムのメイン会場では、さらに、子どもワークショップの成果、つまり、子ども相談室の愛称、子ども相談室のマスコットキャラクターの発表、これらを使ったノベルティグッズの提案が子どもたちからなされました。愛称は、「ポカポカしたココロで帰れるように」ということで「ポカコロ」、マスコットキャラクターは、「もちもちのだんごみたいになかよしでくっついて離れない関係をみんな作ってほしい」ということで「だんごず」。提案者の南中野中学校1年生の田中里菜さん(ポカコロ)、同じく南中野中学校3年生の瀧澤萌花さん(だんごず)に、酒井中野区長から表彰が行われました。素敵な提案に感謝しています。

また、フォーラムでは、並行して、ワールド・ビジョン・ジャパンにご協力頂いて、「子どもの権利ミニクイズ」、こども教育宝仙大学にご協力頂いて「造形ワークショップ」、東京経済大学の学生たちによる「缶バッチ作成ワークショップ」も行われました。

フォーラムにおいて、子どもオンブズマンの活動報告会だけではなく、並行して子どもが参加できるいろいろな取組を行ってみたいというのが、令和5年度のフォーラムでしたが、とてもよい感触を持つことができました。フォーラムが開かれることがまだまだ伝わっていなかったり、興味を持ってもらえなかったりと課題は沢山ありますが、今後も、こうした取組を地道に、「中野区子どもの権利の日」の取組として行っていきたいと考えています。

#### (4)参加する

子どもオンブズマンと子ども相談室のメンバーが、子どもたちが集まる場所に出かけていくことは、大切にしたいことの一つです。令和5年度は、二つの児童館に伺いました。一つが、野方児童館のこどもフェスティバル、もう一つが、みなみ児童館の子どもの権利に関する図書コーナーの企画でした。

子どもフェスティバルでは、子ども相談室のコーナーを作ってもらい、子どもたちの今の気持ちを聞くと同時に、ウサギのワンピースの作品づくりをしました。みなみ児童館では、展示してある子どもの権利に関わる本の読み聞かせをさせていただきました。また、子どもたちとお話しするひとときも持てました。

こうした普段の子どもたちに接する機会も、子どもオンブズマンと子ども相談室にとって大切な機会ですので、大切にしていきたいと思えます。

## (5) 研修と経験交流

研修を行う：子どもオンブズマンには、上で述べたように、子どもの権利、子どもの権利条例を伝えていく役割があります。「子どもの権利」という言葉は広く使われるようになりましたが、まだまだ共通理解には至っていないように思えます。子ども相談室内においても、いろいろなことに触れる中で、改めて気づくことも多いです。

研修は、子どもオンブズマンと子ども相談室を知ってもらう広報の役割もありますが、さらに、そんな気づきも含めて、特に子どもに関わる方に、子どもの権利や子どもの権利条例について伝えられればよいなと思っています。もちろん、こうした研修は、子どもオンブズマンが単にお話をするということだけではなく、参加している方からの考えも聞きながら、互いに理解を深めたいと思っています。

令和5年度は、こうした研修を、それぞれの責任者や担当者の方々に進めて行いましたが、小学校に行ってお話できたのが1件にとどまりました。また、子どもたちにいろいろな話ができればよいなと思っています。令和6年度の課題にしたいと考えています。

研修を受ける：また、研修は、私たちが参加する研修もあります。研修というのは、「研究」と「修養」の意味を持つものですが、すでに述べたとおり、子どもの権利の理解とそのための活動は難しいことでもあるので、子どもオンブズマン、子ども相談室の専門員、事務局職員もまた日々研修に努める必要があります。

令和5年度は、機会を見つけては、外部のさまざまな研修に専門員、事務局職員が参加しました。子ども相談室内での研修も大切ですので、機会を見つけて実施していきたいと思えます。

経験を交流する：子どもオンブズマンと同様の自治体の「相談・救済機関」は40程に上っています。そのやり方を、「オンブズワーク」といったりすることがありますが、必ずしも確立したやり方ではなく、それぞれに子どもの権利保障のために奮闘しています。その意味で、子どもの考えに即しながら、子どもにとって最も善いやり方をするために、互いに経験交流する必要があります。

毎年行われている「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム(令和5年度は小金井市で開催)は、子ども施策についていろいろなテーマの分科会も開催されており、研修という意味合いもありますが、経験交流の場になって

います。特に、同シンポジウムの翌日に開催された「子どもの相談・救済に関する関係者会議」は、相互に活動や取組を共有し、全国から集まった子どもオンブズマンや専門員の貴重な経験交流の場となりました。

#### (6)活動を知らせる(広報)

子どもオンブズマンと子ども相談室を知ってもらうことは、とても大切なことです。「なんかつらいな」「なんかへんだな」など、ちょっとしたことであったとしても、「相談してみよう」と思えるためには、まずは、「ここにある」ということを知ってもらうことは大切です。そして、相談したらどのように対応してくれるのかが伝わっていないと、相談しようと思いきにくいということもあると思います。

そうしたことから、引き続き、子ども相談室ニュースレターを発行しました。子ども相談室の愛称が決まってからは、「ポカコロだより」として発行しています。「みたよ!」といってもらえるニュースレター作りに努めていきたいと思っています。また、令和5年度は、「オンブズお手紙」も始めました。学校を通じて配ってもらったところ、上で書いたとおり、沢山の手紙が寄せられました。より身近な子どもオンブズマン、子ども相談室になればと思います。

令和5年度はさらに、子どもワークショップで出してもらった子どもたちの意見を取り入れる形で、ステッカー、巾着袋、クリアファイル、鉛筆などのノベルティグッズも作成しました。いろいろなところで活用していきたいと思っています。(野村子どもオンブズマン)



## IV 参考資料

- 1 中野区子どもの権利に関する条例
- 2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則
- 3 意見表明通知書(令和 5 年 5 月 23 日 意見表明第 1 号)



# 1 中野区子どもの権利に関する条例

## なかのくこ けんり かん じょうれい 中野区子どもの権利に関する条例

### もくじ 目次

#### ぜんぶん 前文

だい しょう そうそく (だい じょう だい じょう)  
第1章 総則(第1条—第8条)

だい しょう こ けんり ほしょう だい じょう だい じょう  
第2章 子どもの権利の保障(第9条—第12条)

だい しょう こ 子どもにやさしいまちづくりの推進(第13条—第19条)

だい しょう こ 子どもに関する取組の推進および検証(第20条—第23条)

だい しょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい だい じょう だい じょう  
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済(第24条—第27条)

だい しょう ざっそく だい じょう  
第6章 雑則(第28条)

#### ふそく 附則

こ 子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

いま 今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

こ 子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

わたし 私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、中野区（以下「区」といいます。）に関わる全ての人

が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

### (用語の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

3 この条例において「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）または在学している人および保護者のことをいいます。

4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のこ

とをいいます。

5 この条例において「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことをいいます。

6 この条例において「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

(1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。

(2) 子どもは、その意見、考え、思い(以下「意見等」といいます。)を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。

(3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。

(4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

(区の役割)

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

(区民の役割)

第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう

つと  
努めるものとしします。

2 くみん ちいきしゃかい こ けんり ほしょう じゅうようせい りかい こ  
区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子  
もがすこやかにそだ あんしん す  
育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体でこ  
どもを見まも しえん つと  
守り、支援するよう努めるものとしします。

3 くみん く そだ まな しせつ だんたい きょうりよく こ けんり  
区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利につい  
てそのかんが かつ ひろ つと  
考え方を広めていくことに努めるものとしします。

そだ まな しせつ だんたい やくわり  
(育ち学ぶ施設および団体の役割)

だい じょう そだ まな しせつ だんたい かつどう こ けんり ほしょう  
第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障  
するようつと  
努めるものとしします。

2 そだ まな しせつ だんたい こ けんり ほしょう  
育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区  
みん きょうりよく つと  
民と協力するよう努めるものとしします。

じぎょうしゃ やくわり  
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ じゅうぎょういん こ けんり ほしょう  
第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる  
かんきょう ととの つと  
環境を整えるよう努めるものとしします。

2 じぎょうしゃ じぎょう こ けんり しんがい てき  
事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることはないよう適  
せつ きくば おこな つと  
切な気配りを行うよう努めるものとしします。

3 じぎょうしゃ く くみん そだ まな しせつ だんたい きょうりよく じぎょう  
事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業  
としてこ けんり ほしょう かつどう  
子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するようつと  
努めるものとしします。

なかの く こ けんり ひ  
(中野区子どもの権利の日)

だい じょう こ けんり くみん りかい かんしん ふか なかの く こ  
第8条 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子  
ども けんり ひ い か こ けんり ひ もう  
どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。

2 こ けんり ひ がつ は つ か こくさいれんごうそうかい こ けんり  
子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利  
じょうやく さいたく ひ  
条約が採択された日)としします。

3 く こ けんり ひ もくてき じぎょう ひろ くみんどう さんか  
区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を  
もと おこな  
求めて行うものとしします。

だい しょう こ けんり ほしょう  
第2章 子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

だい じょう こ かにい そだ まな しせつ だんたい かつどう ちいきしゃかいとう  
第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あ

らゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。

- (1) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- (3) 家庭的な環境のもとで育つこと。
- (4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
- (5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
- (6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。
- (7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。
- (8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
- (9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。
- (10) 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとします。

3 区は、子どもの権利を保障するため、必要な取組を行うものとします。

(家庭における権利の保障)

第10条 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。

(2) 子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。

2 保護者は、前項の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求めること等により、子どもの成長を支えることができるよう努めるものとします。

3 区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に対して、必要な取組を行うものとします。

（<sup>そだ まな しせつ</sup> 育ち学ぶ施設<sup>だんたい</sup> および<sup>かつどう</sup> 団体の活動<sup>けんり</sup> における<sup>ほしょう</sup> 権利の保障）

第11条 <sup>だいいち</sup> 第11条 <sup>じょう</sup> 育ち学ぶ施設<sup>そだ まな しせつ</sup> および<sup>だんたい</sup> 団体は、その活動<sup>かつどう</sup> において、子ども<sup>こ</sup> の権利<sup>けんり</sup> を保障<sup>ほしょう</sup> するため、特に<sup>とく</sup> 次<sup>つぎ</sup> に定めること<sup>さだ</sup> について必要な取組<sup>ひつよう とりくみ</sup> を行うよう努め<sup>おこな</sup> るものとします。

- (1) <sup>あんぜん</sup> 安全<sup>あんしん</sup> で安心<sup>かんきよう</sup> できる環境<sup>まな</sup> のもとで、学び<sup>せいちょう</sup> 、成長<sup>せい</sup> すること。
- (2) <sup>ひとり</sup> 一人<sup>こせい</sup> ひとりの個性<sup>そんちよう</sup> が尊重<sup>さ</sup> され、差別<sup>さべつ</sup> をされないこと。
- (3) <sup>たいばつ</sup> いじめ<sup>う</sup> や体罰<sup>う</sup> を受けないこと。
- (4) その子ども<sup>こ</sup> の個人<sup>こじん</sup> に関する情報<sup>かん</sup> について、その意思<sup>じようほう</sup> に反し<sup>いし</sup> 、または正<sup>はん</sup> 当<sup>せい</sup> な目的<sup>せい</sup> の範囲<sup>はん</sup> をこえて利用<sup>りよう</sup> され、または提供<sup>ていきよう</sup> されないこと。

2 <sup>そだ まな しせつ</sup> 育ち学ぶ施設<sup>だんたい</sup> および<sup>ぜんこう</sup> 団体は、前項<sup>と</sup> の取組<sup>と</sup> を行う<sup>と</sup> ときには、次<sup>つぎ</sup> に定めること<sup>さだ</sup> を行う<sup>おこな</sup> ことにより、その活動<sup>かつどう</sup> において子ども<sup>こ</sup> の権利<sup>けんり</sup> が保障<sup>ほしょう</sup> されるよう努め<sup>つと</sup> るものとします。

- (1) 子ども<sup>こ</sup> の権利<sup>けんり</sup> の保障<sup>ほしょう</sup> に主体的<sup>しゅたいてき</sup> に取り組み<sup>と</sup> 、子ども<sup>こ</sup> の成長<sup>せいちょう</sup> を支え<sup>さ</sup> ることができるよう必要<sup>ひつよう</sup> な支援<sup>しえん</sup> を行う<sup>おこな</sup> こと。
- (2) 支援<sup>しえん</sup> を必要<sup>ひつよう</sup> とする子ども<sup>こ</sup> を早期<sup>そうき</sup> に発見<sup>はっけん</sup> し、子ども<sup>こ</sup> の意見<sup>いけんとう</sup> 等を尊重<sup>そんちよう</sup> しながら、子ども<sup>こ</sup> にとって<sup>もつと</sup> 最も<sup>よ</sup> 善い解決<sup>かいけつほうほう</sup> 方法<sup>ほう</sup> をとること。
- (3) <sup>ぎゃくたい</sup> 虐待<sup>ひんこんとう</sup> 、貧困<sup>そうき</sup> 等を早期<sup>はっけん</sup> に発見<sup>く</sup> し、区<sup>た</sup> その他<sup>かん</sup> 関係<sup>きようりよく</sup> 機関<sup>たいおう</sup> と協力<sup>たいおう</sup> して対応<sup>たいおう</sup> すること。

3 <sup>く</sup> 区は、育ち学ぶ施設<sup>そだ まな しせつ</sup> および<sup>だんたい</sup> 団体の活動<sup>かつどう</sup> において、子ども<sup>こ</sup> の権利<sup>けんり</sup> を保障<sup>ほしょう</sup> するため、育ち学ぶ施設<sup>そだ まな しせつ</sup> および<sup>だんたい</sup> 団体<sup>たい</sup> に対して、必要<sup>ひつよう</sup> な取組<sup>と</sup> を行う<sup>おこな</sup> ものとします。

（<sup>ちいきしゃかい</sup> 地域社会<sup>けんり</sup> における<sup>ほしょう</sup> 権利の保障）

第12条 <sup>だいいち</sup> 第12条 <sup>じょう</sup> 子ども<sup>こ</sup> と関わる活動<sup>かか</sup> をする区民<sup>かつどう</sup> は、地域社会<sup>くみん</sup> において、子ども<sup>こ</sup> の権利<sup>けんり</sup> を保障<sup>ほしょう</sup> するため、特に<sup>とく</sup> 次<sup>つぎ</sup> に定めること<sup>さだ</sup> について必要な取組<sup>ひつよう とりくみ</sup> を行うよう努め<sup>おこな</sup> るものとします。

- (1) <sup>あんぜん</sup> 安全<sup>あんしん</sup> で安心<sup>かんきよう</sup> できる環境<sup>せいかつ</sup> のもとで生活<sup>せい</sup> すること。
- (2) <sup>ちいき</sup> 地域の活動<sup>かつどうとう</sup> 等<sup>さん</sup> に参加<sup>か</sup> し、自分<sup>じぶん</sup> の意見<sup>いけんとう</sup> 等を表明<sup>ひょうめい</sup> すること。
- (3) <sup>やす</sup> 休み<sup>あそ</sup> 、または遊ぶ<sup>あそ</sup> ことができ、一人<sup>ひとり</sup> または集団<sup>しゅうだん</sup> で活動<sup>かつどう</sup> することができる<sup>おこな</sup> 居場所<sup>いばしょ</sup> を利用<sup>りよう</sup> すること。

2 子どもと関わる活動をする区民は、前項の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。

3 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、前項に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする区民に対して、必要な取組を行うものとします。

### 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見等の表明および参加)

第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子ども会議)

第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ども会議」といいます。)を開きます。

2 区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。

3 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるものとします。

4 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。

5 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。

6 子ども会議に参加する子どもは、第2項に規定することや自分が必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。

7 前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努めるものとします。

(虐待、体罰等の防止)

第15条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を

受けることなく、すこやかに<sup>そだ</sup>育ち、<sup>あんしん</sup>安心して暮らすことができるよう<sup>つと</sup>努めなければなりません。

2 区は、<sup>かんけいき</sup>関係機関と<sup>きょうりよく</sup>協力し、<sup>こ</sup>子どもに<sup>たい</sup>対する<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつとう</sup>体罰等の<sup>よぼう</sup>予防と<sup>そうき</sup>早期の<sup>はっけん</sup>発見に取り組むものとします。

3 区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設および<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>こ</sup>子どもが<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつとう</sup>体罰等を受け<sup>う</sup>ることがないよう<sup>き</sup>気を<sup>くぼ</sup>配るとともに、<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつとう</sup>体罰等を受け<sup>う</sup>たと<sup>おも</sup>思われる<sup>こ</sup>子どもを<sup>はっけん</sup>発見したときは、<sup>く</sup>すみやかに<sup>た</sup>区<sup>かんけいき</sup>その他の<sup>かん</sup>関係機関に<sup>し</sup>知らせなければなりません。

4 区は、<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつとう</sup>体罰等を受け<sup>う</sup>た<sup>こ</sup>子どもを<sup>てきせつ</sup>すみやかに<sup>きゅうさい</sup>かつ適切に<sup>きゅうさい</sup>救済するため、<sup>かんけいき</sup>関係機関と<sup>きょうりよく</sup>協力し、<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>しえん</sup>支援を<sup>おこな</sup>行うものとします。

(いじめその他の<sup>た</sup>権利の<sup>けんり</sup>侵害の<sup>しんがい</sup>防止の<sup>ぼうし</sup>)

第16条 区、<sup>く</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設および<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>こ</sup>子どもが<sup>いじめ</sup>その他の<sup>た</sup>権利の<sup>けんり</sup>侵害を受け<sup>う</sup>ることなく、<sup>あんしん</sup>安心して<sup>せいかつ</sup>生活することができるよう<sup>つと</sup>努めるものとします。

2 区、<sup>く</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設および<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>こ</sup>子どもに<sup>たい</sup>対する<sup>いじめ</sup>その他の<sup>た</sup>権利の<sup>けんり</sup>侵害の<sup>しんがい</sup>予防と<sup>よぼう</sup>早期の<sup>そうき</sup>発見に取り組むものとします。

3 区、<sup>く</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設および<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>いじめ</sup>その他の<sup>た</sup>権利の<sup>けんり</sup>侵害を受け<sup>う</sup>た<sup>こ</sup>子どもを<sup>てきせつ</sup>すみやかに<sup>きゅうさい</sup>かつ適切に<sup>きゅうさい</sup>救済するため、<sup>かんけいき</sup>関係機関と<sup>きょうりよく</sup>協力し、<sup>ひつ</sup>必要な<sup>しえん</sup>支援を<sup>おこな</sup>行うものとします。

4 区、<sup>く</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設および<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>いじめ</sup>その他の<sup>た</sup>権利の<sup>けんり</sup>侵害に<sup>かか</sup>関わった<sup>こ</sup>子どもが<sup>ふたたび</sup>再び<sup>た</sup>いじめその他の<sup>けんり</sup>権利の<sup>しんがい</sup>侵害に<sup>かか</sup>関わる<sup>こと</sup>のないよう<sup>と</sup>取り組むものとします。

(<sup>ひんこん</sup>貧困の<sup>ぼうし</sup>防止)

第17条 区は、<sup>すべ</sup>全ての<sup>こ</sup>子どもが<sup>ひとり</sup>だれ一人<sup>のこ</sup>取り残されることなく、<sup>すこ</sup>すこやかに<sup>そだ</sup>育ち、<sup>まな</sup>学ぶことができるよう、<sup>く</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設および<sup>だんたい</sup>団体と<sup>きょうりよく</sup>協力して、<sup>こ</sup>子どもの<sup>ひんこん</sup>貧困の<sup>ぼうし</sup>防止に<sup>そうごうてき</sup>総合的に<sup>と</sup>取り組むものとします。

(<sup>ゆうがい</sup>有害または<sup>きけん</sup>危険な<sup>かんきょう</sup>環境および<sup>じょうほう</sup>情報からの<sup>ほご</sup>保護)

第18条 区、<sup>く</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設および<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>こ</sup>子どもが<sup>かてい</sup>家庭や<sup>ちいきしゃかい</sup>地域社会<sup>なか</sup>の中で<sup>そんちよう</sup>尊重され、<sup>あんしん</sup>安心して<sup>けんこうてき</sup>健康的に<sup>い</sup>生きるため、<sup>いほう</sup>違法な<sup>やくぶつとう</sup>薬物等の<sup>ゆうがい</sup>有害または<sup>きけん</sup>危険な<sup>かんきょう</sup>環境や<sup>じょうほう</sup>情報から<sup>こ</sup>子どもを<sup>まも</sup>守るよう<sup>と</sup>取り組むものとします。

2 区は、前項に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとします。

(居場所づくり)

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとします。

3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとします。

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

(子どもに関する取組の推進)

第20条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

2 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとします。

3 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとします。

(子どもに関する取組の推進計画の策定)

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。

3 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

4 前2項の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

(中野区子どもの権利委員会の設置)

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附

ぞくきかん なかのくこ けんりいんかい いか けんりいんかい  
属機関として、中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)  
を置きます。

2 けんりいんかい くちょうもと おう つぎ さだ ちょうさ けんとう  
権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討  
をおこな いけん の  
を行い、意見を述べます。

(1) こ けんり ほしょう じょうきょう かん  
子どもの権利の保障の状況に関すること。

(2) すいしんけいかく こ かん とりくみ けんしょう かいぜんとう ていげん かん  
推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関するこ  
と。

(3) た くちょう ひつよう みと  
その他区長が必要と認めること。

3 けんりいんかい ぜんこうかくごう さだ かん ひつよう みと  
権利委員会は、前項各号に定めることに関し、必要があると認めるときは、  
くちょう いけん の  
区長に意見を述べることができます。

4 けんりいんかい がくしきけいけんしゃ た くちょう ひつよう みと ひと  
権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区  
ちょう にんめい いん にんい ない そしき  
長が任命する委員10人以内をもって組織します。

5 けんりいんかい いん いかたん いん にんき ねん  
権利委員会の委員(以下単に「委員」といいます。)の任期は、2年とし  
ます。ただし、再任されることができます。

6 いん か ほけつ いん お ばあい  
委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合におい  
て、ほけつ いん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん  
て、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 いん しょくむじょうし え ひみつ しょく しりぞ  
委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退  
あと どうよう  
た後も、同様とします。

けんりいんかい いけん そんちょう  
(権利委員会の意見の尊重)

だい じょう くちょう けんりいんかい ぜんじょうだい こう どうじょうだい こう いけん  
第23条 区長は、権利委員会から前条第2項および同条第3項の意見を  
う  
受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2 くちょう けんりいんかい いけん う こうひょう  
区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表  
ひろ  
し、広めていくものとします。

だい じょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい  
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

なかのくこ けんりきゅうさいいん せっち  
(中野区子どもの権利救済委員の設置)

だい じょう こ けんり しんがい いか けんりしんがい  
第24条 子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみ  
やかな きゅうさい こ けんり ほしょう はかるため、くちょう ふぞくきかん  
やかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、  
なかのくこ けんりきゅうさいいん いか きゅうさいいん  
中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置  
お  
きます。

- 2 救済委員は、次に定めることを担当します。
- (1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
  - (2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
  - (3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
  - (4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
  - (5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。
  - (6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
- 3 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。
- 4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- 5 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。
- 6 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
- (救済委員の職務の執行)
- 第25条 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。
- 2 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
  - 3 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。
  - 4 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。
  - 5 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しな

ればなりません。

6 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

7 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員への相談等)

第26条 子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第24条第2項第3号の要請や同項第4号の意見の表明を行うことを求めることができます。

(救済委員の要請および意見の尊重等)

第27条 区の機関は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2 区の機関は、前項の取組を行うときには、その内容を救済委員に報告しなければなりません。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければなりません。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要なことは、規則で定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

## 2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則

### 中野区子どもの権利に関する条例施行規則

(この規則で定めること)

第1条 この規則は、中野区子どもの権利に関する条例(令和4年中野区条例第16号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要なことを定めるものとします。

(用語の意味)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

(条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人)

第3条 条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人は、18歳または19歳の人で次のいずれかに当てはまる人となります。

- (1) 育ち学ぶ施設(主に18歳未満の人が利用するものに限り)を利用している人
- (2) 区内に在住し、区外の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設(主に18歳未満の人が利用するものに限り)を利用している人
- (3) その他区長が必要と認める人  
(かねることが禁止される職)

第4条 次のいずれかに当てはまる人は、条例第22条第5項に規定する委員(以下単に「委員」といいます。)および条例第24条第1項に規定する救済委員(以下単に「救済委員」といいます。)となることができません。

- (1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長または政庁その他の政治団体の役員
- (2) その他委員および救済委員の職務を行うことについて支障となるおそれのある職にあると区長が認める人

(中野区子どもの権利委員会の会長および副会長)

第5条 中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)に会長および副会長を1人ずつ置き、委員が委員のうちから選びます。

- 2 会長は、権利委員会の事務全体を管理し、権利委員会を代表します。
- 3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときまたは会長が欠けたと

きは、その職務を代理します。

(権利委員会の会議)

第6条 権利委員会は、会長がその会議に委員を集合させます。ただし、委員の全部が新しく任命された後の最初の権利委員会については、区長が委員を集合させます。

2 権利委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まり、賛成する委員の数と賛成しない委員の数とが同じときは、会長の決めるところによります。

4 権利委員会の会議は、公開とします。ただし、権利委員会が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

5 その他、権利委員会の会議に関し必要なことは、会長が権利委員会の意見を聞いて定めます。

(権利委員会の庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、子ども教育部において処理します。

(救済委員に対する要請または意見の表明の申立て)

第8条 子ども(その子どもの関係者を含みます。)は、条例第26条の規定により救済委員に対し要請または意見の表明を行うことを求めるときは、申立書(第1号様式)により申立てを行わなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員が特に必要があると認めるときは、口頭により同項の申立てを行うことができます。この場合において、救済委員は、その口頭による申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとします。

(調査の実施)

第9条 救済委員は、前条に規定する申立て(以下単に「申立て」といいます。)があったときは、条例第24条第2項第2号の必要な調査(以下単に「調査」といいます。)をするものとします。

(調査をしない場合)

第10条 救済委員は、申立てが次のいずれかに当てはまるときは、調査をしないことができます。

(1) 実際に裁判で争っている場合またはすでに裁判所において判決等があった場合

(2) 実際に中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例(平成2年中野区条例第35号)第10条に規定する福祉サービスに関する

もうした とうじょうれい くじょう しより しゅうりょう  
申立てがされ、または同条例によりすでに苦情の処理が終了して  
ることについての事実関係と同じものに関するものであると救済委員が  
みとめる場合

- (3) 救済委員その他の区の職員<sup>の</sup>行為に関するものである場合
- (4) 具体的な権利侵害がない場合
- (5) その他救済委員が認める場合
- 2 救済委員は、申立てが前項各号のいずれかに当てはまることにより調査をしないときは、調査対象外通知書(第3号様式)により、その申立てをした人(以下「申立者」といいます。)に理由を付けて調査をしないことを通知するものとします。

(調査の同意)

第11条 申立てが子どもまたはその保護者によるものでないときは、救済委員は、調査をすることにつき、同意書(第4号様式)により、その子どもまたはその保護者の同意を得なければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、救済委員は、その子どもの生命または身体を守るために必要がある場合において、その子どもの置かれている状況等から同項に規定する同意を得ることが困難であると認めるときは、その同意を得ずに調査をすることができます。この場合において、救済委員は、その子どもまたはその保護者の個人情報を守ることに十分<sup>に</sup>気配りをしなければなりません。

(報告の求め、物件の提出の求めまたは質問)

第12条 救済委員は、調査をする場合において、必要があると認めるときは、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関に対し、報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をすることができます。

- 2 救済委員は、前項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとするときは、あらかじめ、調査実施通知書(第5号様式)により、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関にそのことを通知しなければなりません。

- 3 救済委員は、第1項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、その育ち学ぶ施設または団体の代表者その他の関係者の同意を得なければなりません。

- 4 救済委員は、前項に規定する同意を得て育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、身分証明書(第6号様式)を持ち、求めがあったと

きは、これをだしてしめなければなりません。

5 救済委員は、必要があると認めるときは、専門的なことに関する学識経験者を備えている人等にその専門的なことに関する分析、鑑定等を依頼することを区長に求めることができます。

(調査の中止)

第13条 救済委員は、調査の開始後にその調査の申立てが第10条第1項に定めることのいずれかに当てはまることが判明したときは、調査を中止することができます。

2 救済委員は、前項の規定により調査を中止したときは、調査中止通知書(第7号様式)により、申立者(その調査について、第11条第1項に規定する同意をした子どもまたはその保護者(以下「同意者」といいます。))がいるときはその同意者を、調査実施通知書による通知をしたときはその通知に関係する育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関を含みます。次条において同じです。)に理由を付けて調査を中止したことを通知するものとします。

(調査の終了)

第14条 救済委員は、調査が終了したときは、調査結果通知書(第8号様式)により、申立者にその結果を通知するものとします。

(調整の実施)

第15条 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、条例第24条第2項第2号の必要な調整をするものとします。

2 第12条第3項および第4項の規定は、前項に規定する必要な調整をする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときについて準用します。

(要請または意見の表明の通知)

第16条 救済委員は、条例第24条第2項第3号の要請または同項第4号の意見の表明をしようとするときは、あらかじめ、要請・意見表明通知書(第9号様式)により、申立者(その調査について同意者がいるときは、その同意者を含みます。)および区長にその内容を通知しなければなりません。

(救済委員の職務についての連絡調整)

第17条 救済委員は、救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。

2 前項に規定する連絡調整会議を開くときに、必要があると認めるときは、

きゅうさいいいん きゅうさいいいん だいひょうきゅうさいいいん えら  
救済委員が救済委員のうちから代表救済委員を選ぶことができます。

きゅうさいいいん しよくむ じっしじょうきょう こうひょうとう  
(救済委員の職務の実施状況の公表等)

だい じょう くちょう じょうれいだい じょうだい こう きてい ほうこく う きゅうさい  
第18条 区長は、条例第25条第5項の規定により報告を受けた救済  
いいん しよくむ じっしじょうきょう まいねんど ないよう こうひょう  
委員の職務の実施状況について、毎年度、その内容を公表するとともに、  
けんり いいんかい ほうこく  
権利委員会に報告するものとします。

せんもんしよくいん せっち  
(専門職員の設置)

だい じょう くちょう なかの くかいけいねんどにんようしよくいん にんようとう かん きそく れいわ  
第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和  
がんねんなかの く きそくだい ごう)の定めるところにより、きゅうさいいいん しよくむ たす  
元年中野区規則第48号)の定めるところにより、救済委員の職務を助け  
るための専門の職員を置くものとします。

2 ぜんこう きてい せんもん しよくいん しよく せっち にんようとう かん ひつよう  
前項に規定する専門の職員の職の設置および任用等に関し必要なこと  
は、別に定めます。

きゅうさいいいん しよむ  
(救済委員の庶務)

だい じょう きゅうさいいいん しよむ こ きょういくぶ しより  
第20条 救済委員の庶務は、子ども教育部において処理します。

こ そうだんしつ せっち  
(子ども相談室の設置)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こうだい ごう そうだん まどぐち こ  
第21条 条例第24条第2項第1号の相談のための窓口として、子ども  
そうだんしつ せっち  
相談室を設置します。

ほそく  
(補則)

だい じょう きそく きだ ひつよう べつ きだ  
第22条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、別に定めます。

ふ そく  
附則

きそく れいわ ねん がつついたち しこう だい じょう きてい  
この規則は、令和4年4月1日から施行します。ただし、第21条の規定  
は、どうねん がつついたち しこう  
は、同年9月1日から施行します。

### 3 意見表明通知書(令和5年5月23日 意見表明第1号)

意見表明第1号

令和5年5月23日

中野区長 様

中野区子どもの権利救済委員 森本 周子(主担当) 印

石川 悦子

野村 武司

#### 意見表明通知書

下記の子どもの権利の侵害に関する中野区子どもの権利に関する条例第24条第2項第2号の調査の結果、意見表明をしますので通知します。

#### 記

1 子どもの権利の侵害に関する概要

令和4年12月10日付け申立書による申立て事項

2 意見表明の内容

別紙のとおり

## 意見表明書（ケース No.1）

令和 5（2023）年 5 月 23 日  
中野区子どもの権利救済委員（オンブズマン）

野村 武司  
石川 悦子  
森本 周子

### 第 1 意見表明の趣旨

- I 「中野区保育所医療的ケア事業実施要綱」の改正を含め、医療的ケア児に対する保育園の制度の拡充に向けて検討を推進することが求められる。
- II 医療的ケア児に対する支援体制について、医療的ケア児コーディネーターの養成及び体制強化、並びに、関係機関による有機的な連携を含めて、その拡充をさらに推進することが求められる。

### 第 2 意見表明の経緯

#### I 保護者からの申立て

1 歳の児童（以下、「本児」という。）の親権者父（以下、「申立人父」といい、親権者母を「申立人母」といい、父母を総称して「申立人ら」という。）より、酸素投与を含めた医療的ケア児の保育事業制度の拡充と医療的ケア児における福祉的サービスの情報提供やコーディネーター等支援体制の強化について、中野区子どもの権利に関する条例第 26 条の規定に基づく申立て（以下、「本申立て」という。）があった（申立内容の詳細については、別紙「申立書」参照。）。

#### II 発意による調査

##### 1. 医療的ケア児に関する保育園の制度について（発意による調査①）

下記で詳述するとおり、中野区保育所医療的ケア事業実施要綱においては、受け入れ可能な医療的ケアの種類が 3 つに限定されているため、当該 3 類型に該当しない区内在住の医療的ケア児は、保育の必要（児童福祉法 24 条 1 項）があるにもかかわらず保育園を利用することができない。そこで、こうした仕組みが、申立人の養育する子どもに限らず、他の子どもにも権利侵害を含む影響があることから、子どもの権利救済委員（以下、「子どもオンブズマン」という。）において、保育所等が提供する医療的ケアの内容は、種類を限定するのではなく、一人ひとりの状況に応じて利用の可能性を検討し、発達や発育状況に応じた保育環境を提供することができる体制を整える必要があるのではないかと考え、本申立てをきっかけとしつつも、発意による調査を行うこととした。

## 2. 医療的ケア児に関する福祉サービスについて（発意による調査②）

障害など個別のニーズのある子どもに対するケアは、子どもそれぞれのニーズに応じてなされなければならない、個性が常に求められるものである。医療福祉関連サービス、特に医療的ケア児に関するサービスも例外ではない。また、それが故に対応するサービスも複雑で、その時々によりニーズに変化もあり、各々利用の条件や申請先、実施主体等が異なるため、利用者にとってはわかりづらく、利用できるサービスが何であるか、そして、それを利用してきているかいないかすら分からないことが多い。

本件においても、本児が成長による体重増加に伴って酸素投与が必要となった期間においては、保育園を休園しなくてはならず、その間、自宅で受けられるサービスを検討したが、結局は申立人らのニーズに沿ったサービスが見つからず、結果として、申立人らが育児の不安や負担を抱えるという状況にあった。自治体の責務として、子どものライフステージに応じて、複雑なサービスをトータルで一つのニーズとして、福祉、医療、教育等の支援を総合的に相談、調整、提供することのできる仕組みの構築が必要であると考え、子どもオンブズマンにおいて発意による調査に至った。

### Ⅲ 本件意見表明について

子どもオンブズマンは、上記2つの発意調査について調査を行い、意見表明の趣旨の通り、意見を表明することとした。理由は次に述べるとおりである。

### 第3 意見表明の理由

#### I 中野区の現状及び子どもオンブズマンによる調査結果

##### 1. 医療的ケア児に関する保育園の制度について（発意による調査①）

###### (1) 中野区保育所医療的ケア事業実施要綱（令和元（2019）年9月30日要綱第143号）

中野区では、令和元（2019）年9月30日に、「医療的ケアを必要とする児童に対し、保育所において医療的ケアを行う事業（以下、「医療的ケア事業」という。）を実施することにより、当該児童に係る保育環境の向上を図ること」を目的とする「中野区保育所医療的ケア事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）が制定され、令和2（2020）年4月1日より、保育園での医療的ケア児の受け入れが開始された。

第2条において、この要綱における「医療的ケア」について定義されており、次の処置であると定められている。

- i 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の 喀痰吸引並びに排痰介助としての定時薬液の吸入及び気管切開部の管理（同条第1号）
- ii 胃瘻、腸瘻又は経鼻経管栄養による経管栄養（同条第2号）
- iii 定時の導尿（同条第3号）

このように、中野区の要綱においては、保育所で実施できる医療的ケアは上記の3種類に限定されており、換言すると、これ以外の医療的ケアについては、どのような事案においても検討される余地がないこととなり、かかる医療的ケアを必要とする乳幼児は保育園に入園することが認められていない。

## (2) 中野区子ども教育部 保育園・幼稚園課に対する質問と回答

以上の点について、子どもオンプズマンから、中野区子ども教育部 保育園・幼稚園課に対して以下の①～④までの質問を文書で送付し、これに対して、令和5(2023)年3月2日付で中野区長より以下の回答を得た。

- |  |
|--|
| <p>① 中野区保育所において提供する医療的ケアを要綱第2条第1号～第3号までに掲げる処置に限定している理由について<br/>(回答)<br/>区立保育園での医療的ケア児受け入れ開始に向けた検討の中で、医療的ケア実施のための施設改修等が十分に行えないことや、集団保育が可能で同年齢の子ども達との保育が可能と見込まれることから、上記3種の医療的ケアで受け入れを開始した。</p> <p>② 今後、要綱を変更し、保育所で提供する医療的ケア児に該当する処置を広げる予定の有無<br/>(回答)<br/>中野区としては、扱う医療的ケアの種類については、今後拡充していきたいと考えており、検討を予定している。</p> <p>③ 変更の予定がある場合には、その時期及び予定している変更内容や条件等<br/>(回答)<br/>医療的ケアの実施には、物的・人的な条件整備が必要となる。現在、受け入れを行っている区立保育園は、専用スペースが確保できる3か所に限られている。受け入れの拡充に際しては施設の改修が必要となる可能性もある。また、医療的ケア拡充を実施している区立保育園では看護師を1名ずつ追加配置しているが、人員体制についても検討する必要がある。</p> <p>④ 変更の予定がない場合には、その理由及び現状の課題並びにこれに対する改善案や取組の現状等<br/>(回答)<br/>変更に向けて検討の余地がある。</p> |
|--|

なお、③の回答で言及されている施設の改修については、令和5(2023)年3月6日付の子ども文教委員会資料「区立保育園の建替整備に係る今後の進め方について」と題する書面において、「現在、区立保育園では3園で医療的ケアが必要な子どもに対する保育を行っているが、施設の構造やスペース上の問題から、対応可能な医療的ケア児の範囲を拡充することや受け入れ人数を大幅に増加させることは困難な状況である。また、現在の区立保育園は障害児の利用が考慮されていない構造となっている。今後、区立保育園の建替を行う際には、医療的ケア児を受け入れるための設備やスペースを設けるとともに、ユニバーサルデザインに対応した施設とする必要がある。区立保育園を建替整備する際に必要とされる設備や機能、スペース等について、令和5(2023)年度中に整理する。」と記されている。

## 2. 医療的ケア児に対する福祉サービスについて（発意による調査②）

### (1) 中野区すこやか福祉センターについて

中野区では、医療的ケア児に対する福祉サービスの提供は、中野区すこやか福祉センターが所管している。関連する条例等の規定は以下のとおりである。

① 中野区すこやか福祉センター条例（平成 22（2010）年 7 月 9 日中野区条例第 25 号）

同条例において、子ども、高齢者、障害者、妊産婦等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、区民と連携した地域活動の推進並びに、保健、福祉及び子育てに関する総合的な支援を行うことを目的として、中野区すこやか福祉センター（中部、北部、南部、鷺宮）（以下、「センター」という。）が設置された（第 1 条）。

センターは、②の中野区子育て世代包括支援センター事業を行うとされ、センターが行う事業として、保健、福祉サービス及び子育てサービスの相談及び提供に関すること（第 3 条 3 号）、子ども及び子どものいる家庭の相談及び支援に関すること（同条 5 号）、高齢者及び障害者のケアマネジメントに関すること（同条 6 号）などが挙げられている。

② 中野区子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和 2（2020）年 3 月 31 日要綱第 107 号）

同要綱では、母子保健及び子育てに係る事業における支援を一体的に提供することや、妊娠、出産及び子育ての各段階における支援を切れ目なく提供することが記されており（第 1 条）、中野区すこやか福祉センターにおいて、18 歳未満の子ども及びその保護者を対象として、以下の事業等を行うことが規定されている（第 4 条）。

- ・対象者の状況を把握すること。
- ・妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、情報の提供、助言、保健指導その他の必要な支援を行うこと。
- ・対象者に係る支援のプランを作成すること。
- ・対象者の支援について保健医療又は福祉に係る関係機関（以下、単に「関係機関」という。）との連絡及び調整を行うこと。
- ・母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定により区が行う母子保健に関する事業に関すること。
- ・児童福祉法第 21 条の 9 に規定する子育て支援事業<sup>1</sup>に関すること。

また、区長は、これらの事業の実施にあたり、関係機関に対して本事業の周知を図るとともに、関係機関との連携を密にし、本事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする（第 5 条）。

<sup>1</sup>（児童福祉法第 21 条の 9）

市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

## (2) 健康福祉部障害福祉課及び鷺宮すこやか福祉センターへのヒアリング

子どもオンブズマンは、令和5(2023)年2月21日、本件を所管する中野区健康福祉部障害福祉課及び地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉センター(以下、「すこやか」という。)の担当者にヒアリング調査を行った。

以下が、その際に得られた回答の概要である。

- ・医療的ケアが必要な児童については、退院する前に、医療機関からすこやかに連絡が入ることになっている。
- ・その上で、すこやかの地区担当の保健師が中心になって、関係機関と連携し、在宅でどのように過ごしていけるのかの個別支援を進めていく。
- ・すこやかは調整機関として、訪問看護や療育の施設等に紹介などを行う。
- ・身体障害者の手帳を取得する際は、障害福祉課を案内し、保育園・幼稚園に入園希望となった際は、保育園・幼稚園課とも連携を取っていく。
- ・医療的ケア児についての名簿を作成しているが、現在、すこやかで把握しているのは62名である。但し、途中から医療的ケア対象になった児童や、途中から区に転入してきた児童等は全て把握しきれていない。
- ・現在、保育園に入っている医療的ケア児は4人(そのうち、保育園で医療的ケアを行っていない児童が1人)。医療的ケアを提供する保育園は3園あるので、1園に1人となっている。
- ・東京都では、平成30(2018)年度から、地域において医療的ケア児への支援を総合調整するための医療的ケア児コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)の養成研修が行われている。
- ・今年度、中野区の職員(すこよかの保健師)1名が同研修を受講した。平成30(2018)年から、現在まで、民間事業所の職員12名を含め、中野区では、計13名が同研修を受講している。
- ・今年1月より、コーディネーター同士の情報連絡会を開始し、意見交換等を行った。今後、コーディネーター同士の研鑽や情報共有等を促進するため、年4回程度、集まりを設けようとして進めている。
- ・また、コーディネーターについても、区で、もう少し人数を増やす検討をしている。
- ・区でも、医療的ケア児に対する支援体制について、支援機関の有機的連携の場の確保やコーディネーターの配置が必要であると認識しており、その課題に、現在取り組んでいる。
- ・これに関して、令和3(2021)年3月に策定された「中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」(3年に1度改訂)においても、「重症心身障害児、医療的ケア児には、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう医療機関、訪問看護、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、保育、教育等多くの支援機関が有機的に連携し、対象児についての情報や支援内容を共有するための体制整備が求められています。そのための協議の場の設定や、対象児の家族も含めた総合的支援を行うための医療的ケアコーディネーターの配置についても検討が必要です。」との記載がなされている。
- ・区では、これを受け、①重症心身障害児や医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び②コーディネーターの連携の場の確保に向けた取組を進めている。①については、学識経験者、

医療機関、教育機関、保育園・幼稚園、親の会、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、コーディネーター等から構成する「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」（以下、「地域協議会」という。）を設置し、②については、コーディネーターを中心として、医療的ケア児等の支援を行う関係者（区保健師、障害児相談支援事業所職員等）が、相談援助技術を向上させるための情報共有等の場として、「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」（以下、「情報連絡会」という。）が設置された（令和4（2022）年10月7日付厚生委員会資料「医療的ケア児等の協議の場の設置等について」<sup>2</sup>）。前述のとおり、情報連絡会は、今年1月に第1回が開催され、今後、年に4回開催される予定である。

・このように、医療的ケア児への関係機関連携による支援については、優先度の高い課題として取り組んでおり、これについて関係機関での話し合いを始めたばかりである。

・また、未就学児から就学児に至る過程においての支援は重要であるが、この部分は、これまで組織的に動けていなかったため、今後、支援を繋いでいくための体制整備が必要との意識を持っており、これについても庁内の関連所管で協議を始めた。

・なお、保育園に限らず、専門職の配置が難しいという現実があり、今後、保育園での支援に関しては課題であると捉えている。

・一昨年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）ができたことが大きく、法の中で地方公共団体の責務であることが明記されているので、それを果たさないといけないという認識は十分にある。

（※本件について）

・本件においても、すこやかか担当保健師が、申立人母に対して、利用できるサービスの説明を行い、各関係機関に利用の可否等の確認を行って、申立人母に紹介する等した。

・本児は、重症心身障害児には該当しないため、中野区子ども発達支援センター「たんぼぼ」が実施する事業は利用できなかったが、居宅訪問型保育事業や、通所の療育の施設等の紹介は行った。しかし、居宅訪問型保育事業を利用するには、保育園を退園する必要があり（その時点では、医療的ケア児の対象枠ではなく通常枠で保育園に在園していた）、さらに、同事業利用のための待機児童が20人いるとのことで、申立人らは同事業の利用は希望しなかった。また、通所の療育等の施設では、通所時間は10時～13時がメインとなり、かつ、本児の年齢だと週2回は親子で行く必要があり、申立人らが希望するような、長時間保育のニーズには合わなかった。また、本児は発達に大きな遅れはないと思われたため、療育をメインとする施設に通所するのが、本児にとって適切かという視点もあった。

・従って、本件においては、申立人らのニーズ及び本児にとって適切な環境という視点から、保育園に在園できることが最も適切なのではないかと考えられた。

## II 法律等による規定

<sup>2</sup>中野区議会厚生委員会資料（令和4（2022）年10月7日）「医療的ケア児等の協議の場の設置等について」<https://kugikai-nakano.jp/shiryou/221013144923.pdf>

以下、本件に関連する法律及び条例の規定について抜粋の上、紹介する。

## 1. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3(2021)年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「法」という。)は、以下の目的及び基本理念のもと、医療的ケア児及びその家族の支援について、国や地方公共団体の様々な責務を次のように定めている(下線は、子どもオンブズマン。)

### (1) 目的

法は、医療的ケア児及びその家族への適切な支援を重要な課題として、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センター(第14条)の指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することをその目的としている(第1条)。

### (2) 定義

「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他の医療行為をいう(第2条1項)とされ、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう(同条2項)。

### (3) 基本理念(第3条)

- (i) 医療的ケア児及びその家族に対する支援(以下、「支援」という。)は、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない(2項)。
- (ii) 支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならない(4項)。
- (iii) 支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない(5項)。

### (4) 地方公共団体の責務(第5条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

### (5) 保育所の設置者等の責務(第6条)

保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

### (6) 保育を行う体制の拡充等(第9条)

- (i) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法第59条の2第1項の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する

支援その他の必要な措置を講ずるものとする(1項)。

- (ii) 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は喀痰吸引等を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとする(2項)。

**(7) 日常生活における支援 (第 11 条)**

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

**(8) 相談体制の整備 (第 12 条)**

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

**(9) 情報の共有の促進 (第 13 条)**

国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

**(10) 人材の確保 (第 20 条)**

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

**2. 中野区子どもの権利に関する条例**

中野区では、子どもの権利を保障し、区民と協力しながら子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に関する条例（以下、「条例」という。）を制定し、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行している。

以下、本件に関連する条例の規定を抜粋・要約する。

**(1) 目的**

この条例は、中野区（以下、「区」という。）に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的としている(第 1 条)。

**(2) 基本理念**

子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること(第 3 条 3 号)、また、子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること（同条 4 号）が基本理念として掲げられている。

**(3) 区の役割 (第 4 条)**

- i 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進する（1項）。
- ii 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援する（2項）。
- iii 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行う（3項）。

#### **(4) あらゆる場面における権利の保障（第9条）**

- i 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場面において、次に定める権利（全10号）が保障されている（1項）。
  - ① 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること（2号）。
  - ② 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること（5号）。
  - ③ 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと（9号）。 など

#### **(5) 居場所づくり（第19条）**

- i 区、育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努める（1項）。
- ii 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設及び団体と協力し、その支援に努める（2項）。
- iii 区、育ち学ぶ施設及び団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けると共に、その意見を尊重するよう努める（3項）。

### **III 他自治体の例**

前記のとおり、法においては、医療的ケア児及びその家族が、居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることが求められており、このことから、当区としても、他自治体による医療的ケア児等に対する支援制度について知り、取り入れられる制度があるかを検討する必要がある。そこで、以下のとおり、他自治体の支援制度について紹介する。

#### **1. 医療的ケア児の保育園入園に関する制度について（発意による調査①）**

他自治体における医療的ケア児の保育園入園制度のうち、参考となるものは、以下のとおりである。

##### **(1) 世田谷区**

世田谷区では、区立指定保育園医療的ケア児枠の対象について、「保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、入園する保育園でのクラス年齢に相当する集団保育が可能と判断され、日々、登園できる1歳児クラス以上の未就学児」であるとされている。

さらに、対応できる医療的ケアとして、①たんの吸引、定時の薬液吸入、②気管切開部の管理、③経管栄養・管理、④定期の導尿、⑤酸素管理（酸素流量などの確認）、⑥血糖値測定およびその後の処置が列挙されている。

## (2) 文京区

文京区では、「保育所等利用のご案内」にて、医療的ケアの実施を希望する場合は、入所申し込み前に入園相談係までご相談くださいとの記載と共に、「医療的ケアの主な内容」として、「酸素吸入（気管切開、鼻腔等）」を含む計7つの項目が記載されており、提供できる医療的ケアの中に「酸素吸入」も含まれている。

## (3) 新宿区

新宿区では、受入れに際し、入園及び保育環境検討会において、主治医意見書や保育観察の資料等に基づき、受入れ予定の園における医療的ケアが実施可能か総合的に判定されるが、医療的ケア実施申込書の中に、吸引、経管栄養などと共に「酸素管理および呼吸補助装置の管理」を含む計11項目（「その他」との記載も含む）が記載されており、「酸素管理」も医療的ケアの内容に含まれている。

## (4) 千代田区

千代田区では、「医療的ケア児の保育について」の案内において、対応できる医療的ケアとして、「人工呼吸器の管理」が喀痰吸引や経管栄養などと共に記載されており、さらに、「主治医の指示の元、保育所において実施可能な処置」も、提供できる医療的ケアとして記載されている。

## (5) 大田区

大田区においては、「大田区医療的ケアを必要とする児童に対する保育の実施等に関する要綱」の中で、この要綱における「医療的ケア」として、「酸素管理」を含む計7つの項目が記載されている。

## (6) 杉並区

杉並区では、「杉並区保育園における医療的ケア実施ガイドライン」において、「受け入れ対象とする医療的ケアの範囲」として、「酸素管理（一定の酸素流量に限り、流量の調節はせず、かつ午睡時のみ使用に限る）」との記載がなされており、一定の制限はあるものの、酸素管理が医療的ケアの内容に含まれている。

## (7) 江戸川区、北区、中央区

江戸川区では、対応できる医療的ケアの内容として、①喀たん吸引、②経管栄養、③導尿の記載と共に、④「その他、医療的ケア児が必要とする医療的ケア児保育において、主治医の指示のもと、保育園において実施可能な処置」という項目が含まれており、3つの種類に限定しない形となっている。

他にも、北区では、「東京都北区医療的ケア児保育実施要綱」にて、「医療的ケア」について、経管栄養や痰の吸引の他、「医療的ケア児が必要とする医療的ケア児保育において主治医の指示のもと、保育所において実施可能な処置」も含まれており、同じく、種類が限定されない形となっている。

また、中央区も同様に、「保育園のごあんない」において、「必要な医療的ケア」の内容として、経管栄養、喀痰吸引、インスリンに加えて、「その他」と追記されており、3つの類型以外にも、その他の必要なケアが受けられるようになっている。

## 2. 医療的ケア児に対する福祉サービスについて（発意による調査②）

### (1) 世田谷区

世田谷区では、医療的ケアが必要な児童と家族が退院後も地域や自宅で安心して生活できるようにするため、様々な相談を受け付ける機関として「世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi·na·ta（ひなた）」を置いている。「ひなた」は、病院や訪問看護、地域の保健師や障害福祉のケースワーカー、福祉サービスの事業所、保育園や学校などの関係機関と協力して、本人や家族をサポートする機能を有している。

また、「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」<sup>3</sup>と題した、各種サービスについて非常にわかりやすい資料も作成・配布している。このようなガイドブック・ハンドブックは、栃木県の宇都宮市<sup>4</sup>や矢板市<sup>5</sup>、福岡県<sup>6</sup>などでも作成されている。

### (2) 横浜市

横浜市は、令和2（2020）年4月より「横浜型医療的ケア児者・等コーディネーター」を全区に配置し、支援を開始した。当該コーディネーターは、横浜市と横浜市医師会の連携事業であり、医療的ケア児・者等と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ専門家である。医療的ケアが必要で、困ったことがあったときには、本人や家族だけではなく、各機関の支援者も相談することができる。

保育所等に入所した後も、区や当該コーディネーターが状況や必要に応じて保育所が実施するカンファレンスに出席し、関係者で児童の状況を把握し、継続的に支援することができる仕組みになっている。入所後に医療的ケアが必要になった場合にも、担当課が相談を受け付け、関係者で検討する等、ネットワークの強化や人材の育成に対する支援が行われている。

## 第4 意見の表明

以上を基に、中野区における医療的ケア児の保育園入園制度及び医療的ケア児及びその家族に対する福祉サービスの提供のあり方について検討する。

### I 医療的ケア児に対する保育園の制度の拡充について（発意による調査①）

#### 1. 法律及び条例上求められる義務

法においては、上記のとおり、医療的ケア児及びその家族への適切な支援を重要な課題として掲げ、これを遂行するための地方公共団体の責務として、自主的かつ主体的に、医療的ケア

<sup>3</sup>世田谷区「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」

[https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/015/d00192379\\_d/fil/guidebook.pdf](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/015/d00192379_d/fil/guidebook.pdf)

<sup>4</sup>宇都宮市「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」

[https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/022/544/reiwayonen\\_nikeajigaidobukku.pdf](https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/022/544/reiwayonen_nikeajigaidobukku.pdf)

<sup>5</sup>矢板市「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」

<https://www.city.yaita.tochigi.jp/uploaded/attachment/12580.pdf>

<sup>6</sup>福岡県「福岡県医療的ケア児支援情報ハンドブック」

[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/672213\\_61622389\\_misc.pdf](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/672213_61622389_misc.pdf)

児及びその家族に対する支援に係る施策を実施すること(第5条)、そして、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する保育所や認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずること(第9条1項)、保育所の設置者としては、医療的ケア児への支援のため、保健師、助産師、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずること(同条2項)などが規定されている。

さらに、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにしなければならないとも規定されており(第3条5項)、居住地域の違いによって、受けられる支援に差があってはならない。

この点、中野区では、保育園での受け入れが許容されている医療的ケアは3種類に限定されているが、他の多くの自治体においては、「酸素吸入」を含め、他の医療的ケアも対象として含まれている。また、「主治医の指示のもと、保育園において実施可能な処置」という項目を置くことで、個々の医療的ケア児の状況に応じて、その都度、保育園への受け入れの可否を検討できるよう工夫している自治体もある。中野区においても、医療的ケアの種類については、今後拡充していきたいと考えており、現在、その内容について検討中とのことであるが、実際には、保育園の改修や看護師の追加配置などが必要という課題も抱えている(前記回答書参照)。

しかし、医療的ケアの種類や程度によっては、必ずしも保育園の改修等を必要としないものもあり、保育園での受け入れができるかどうかは、個々の事例に応じて柔軟に判断することが必要かつ可能である。従って、他自治体のように、「主治医の指示のもと、保育園において実施可能な処置」という項目も含めるなどして、「中野区保育所医療的ケア事業実施要綱」を改正し、保育園において提供できる医療的ケアの内容を拡充していくことが求められる。

障害のあるなしに関わらず、子どもが、その生活環境について、多様な選択肢を与えられ、他の子どもとの集団生活を体験するなどして、様々な環境で成長する機会を与えられることは、中野区子どもの権利に関する条例において保障されている「健康的な生活をし、必要な医療、行政サービスを受けられること。」(第9条1項2号)、「学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。」(同5号)、「家庭の環境、経済的な状況、・・・、障害の有無、・・・等により差別をされないこと。」(同9号)等の各規定の趣旨にも合致し、それらを保障することが、まさに区の役割(第4条、第9条3項)である。

## 2. 医療的ケア児とその家族が抱える負担

法制定前の調査ではあるが、厚生労働省が行った「医療的ケア児者とその家族の生活実態調査」報告書<sup>7</sup>によれば、「家族の抱える生活上の悩みや不安等」に関する各質問に対して、「当てはまる」「まあ当てはまる」を合わせた回答の割合は、「慢性的な睡眠不足である」が71.1%、「いつまで続くか分からない日々に強い不安を感じる」が70.4%、「自らの体調悪化時に医療

<sup>7</sup> 「医療的ケア児者とその家族の生活実態調査報告書」(令和2(2020)年3月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653544.pdf>

機関を受診できない」が69.7%、「日々の生活は緊張の連続である」が68%と、医療的ケア児(者)の家族には大きな精神的・肉体的負担がかかっていることが明らかとなっている(報告書69頁)。

また「日々の負担を軽減するために必要なサービス」という質問に対しては、「日中のあずかり支援」が55.9%で最も多かった(報告書67頁)。

さらに、「家族の生活における困りごとについて」という自由記載の質問に対しては、「医療ケアが原因でなかなか保育園に入れず、両親ともにフルタイムなので困っている。」「就園できず預け先がないので在宅勤務をしている。本来は外に出て働くべきところを会社に無理を言っている。いつまでこの状態が続くのか困っている。」「保育園が見つからないので仕事をやめなければならない。」「医療ケアがあるだけで保育園や幼稚園などの受け入れがほほない。」などというように、保育園や幼稚園に入園できない、預かり先がないため仕事を辞めなければならない、あるいは大きな制約を受けているという悩みが多く寄せられた。また、関連して、「自分が体調を崩すと子どもが療育やリハに行けなくなり、発達の機会を奪ってしまうので、子どもが自立して生活できる環境を整えたい(保育園や幼稚園のような形)。」「幼稚園や保育園のように、医ケアの未就学児が親と離れ、友達と色々な経験をして成長できる場がほしい。」というように、子どもの成長発達や自立のための環境や居場所として、保育園や幼稚園を望むという声もあった(報告書75～82頁)。

そして、東京都が令和3(2021)年10月6日から11月15日にかけて行った「医療的ケア児(者)実態調査」<sup>8</sup>においても、「医療的ケア児(者)との生活を送る上での、主な介護者の困りごと」という質問に対して、「緊急で預けられるところがない」の割合が61.7%と最も高く、次いで、「就労することができない、就労していても自分の望むように働くことができない」の割合が28.6%との回答がなされており、預け先がない、就労できないという悩みが上位に寄せられている(報告書33頁)。

このように、医療的ケア児の家族(介護者)にとっては、医療的ケア児の預け先がないことや就労が思うようにできないことによる経済的不安や精神的不安が重くのしかかっている。法が目的とする、「医療的ケア児のすこやかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する」ためには、保育園や幼稚園を含めた預け先を広く整備し、家族が安心して仕事や社会活動にも取り組めるような、そして、医療的ケアの有無にかかわらず、集団生活を体験できるような環境を整えることが必要不可欠である。

### 3. 結論

以上より、中野区においては、個々の医療的ケア児の状況に応じて、保育園での受け入れを検討できるよう、可及的速やかに「中野区保育所医療的ケア事業実施要綱」の改正を行うこと

<sup>8</sup>東京都医療的ケア児(者)実態調査結果(都民調査)(令和4年7月)

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s\\_shien/sonota\\_ikeaji/ikeaji\\_chousa.files/0705tomin.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/sonota_ikeaji/ikeaji_chousa.files/0705tomin.pdf)

が必要であると考える。

また、前記「区立保育園の建替整備に係る今後の進め方について」と題する書面（令和5（2023）年3月6日付）には、令和5（2023）年度（本年度中）に保育園改修・整備のための検討を進めることが記されているが、子どもにとっての1年は、大きな成長につながる、かけがえのない貴重な1年であり、検討のために多大な時間をかけることは、その間の子どもの成長の機会や権利を奪うことにもなりかねない。

よって、必要な施設の改修や看護師の配置等に関しても、早急に検討を進めることが強く求められる。

## II 医療的ケア児に対する福祉サービスについて（発意による調査②）

### 1. 法律及び条例上求められる義務

法律上、自治体は、個々の医療的ケア児の年齢や必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、日常生活における必要な支援を提供し（第11条）、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関（以下、「関係機関」という。）及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行い（第12条）、関係機関及び民間団体が行う支援に資する情報の共有促進のため必要な措置を講じ（第13条）、さらに、居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、人材確保のための必要な措置を講ずる義務（第20条）がある。

これらは、区の条例においても、「あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進する」こと（第4条1項）や、「子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援する」こと（同2項）などのように、区の役割としても義務づけられている。

### 2. 利用者が求める福祉サービスの在り方について

前記厚労省調査においては、「受けられるサービスがどういったものがあるか分からない。行政に相談しても親身になって聞いてもらえない。」「市役所に聞いても情報がほとんどない。〇〇に聞いてみてくださいとらい回し。」などという、福祉サービスについての情報提供や支援不足に対して不満の声が挙げられている。さらに、「社会、自治体、事業所への期待」という項目では、「チームによる支援体制の構築」として、「自治体、医療機関、訪問看護などの事業所が、一体的に支援をしてくれると安心感がある。保育園入園前には、相談員の呼びかけで、自治体、医師などが保育園に出向き、カンファレンスを開いてくれた。このような取組が広がってほしい。」と、連携の取れた支援体制という良い取組の例も挙げられている（報告書121頁）。

さらに、法施行後の都調査（前掲）においても、「サービスを利用しているが、回数や期間が十分ではない」と回答した人が47.2%、「利用したいサービスの受け入れ条件が折り合わず、サービスを利用できない」が43.3%、「利用したいサービスを行う施設が家の近くになく、サービスを利用できない」が43.1%と、サービスはあっても、利用者の実際のニーズに合わなかったり、受け入れ条件が合わず利用できないという現状も明らかとなっている（報告書23頁）。

本件においても、すこやか担当保健師らが申立人母から相談を受け、利用可能なサービスについての情報提供を行い、支援を行っていたことが、前記ヒアリングからは認められるが、利用者の立場である申立人らの意見としては、利用できるサービスが何なのかが分かりづらく、かつ、区等が提供できるサービスと、申立人らが望むサービスは必ずしも一致せず、本児が保育園に通えない間、申立人らは、十分な支援が受けられているとは感じられず、不安と負担を抱えることになった。

### 3. 医療的ケア児コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）

上記のような問題については、今後、地域における医療的ケア児への支援を総合調整するコーディネーターの活躍に期待が寄せられる。現在、区においても、支援機関の有機的連携の場の確保や、コーディネーターの配置が必要と認識しており、コーディネーターの増員や、情報連絡会の開催を予定している。なお、東京都では、コーディネーターの養成研修を開催しているが、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度に実施した養成研修の修了者が所属する事業所がホームページ上で公表されている<sup>9</sup>。それによると、中野区では、

- ・社会福祉法人 正夢の会 中野区療育センターゆめなりあ
- ・なごみ相談支援事業所（なごみ訪問看護ステーション内）
- ・相談支援事業所まっしろキャンパス
- ・相談支援りんくの中野事業所
- ・南部すこやか障害者相談支援事業所

が該当する事業所となる。

今後、さらに研修を受けたコーディネーターの数を増やし、区が十分なサポート体制を組んで、医療と福祉を有機的に連携させた隙間のない支援を提供することが求められる。

また、どのようなサービスが使えるのか分かりにくいという医療的ケア児の家族の声や、家族が抱える時間的負担も考慮し、どこにどのようなサービスがあるのか、当該サービスを受けられる条件は何か、どのような書類を整えるべきかなどの情報を分かりやすく提供し、サービスを受けるための手続を簡便に行えるようなワンストップでの支援体制も望まれる。そのためには、十分に研修を受けたコーディネーターが、個々の家族のニーズを丁寧に聴き取り、利用可能なサービスについての情報をまとめて積極的に提供し、コーディネーターを核とした各支援機関が連携して、各家族が抱える負担や悩みに寄り添い、医療的ケア児の家族を支えることが必要である。

### 4. 結論

以上より、今後は、上記のように多機関で連携した支援体制を整えるべく、区が中心となって、コーディネーターの養成やコーディネーターに対する助言や支援、サービスに関する情報の提供、利用者の声をくみ取ったサービスの改良や提言に尽力し、さらには、未就学児から就

<sup>9</sup> 「東京都医療的ケア児コーディネーターが所属する事業所一覧（令和4年10月1日時点）」  
[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s\\_shien/ikeaji-c.files/meibo-041003.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/ikeaji-c.files/meibo-041003.pdf)

学児、大人に成長するまで、絶え間ない支援を継続していくことが強く望まれる。

第1号様式 (第8条関係)

令和4年12月10日

中野区子どもの権利救済委員宛て

申立者 住所  
氏名  
電話番号

申し立て書

中野区子どもの権利に関する条例第26条の規定により、下記のとおり

申し立てます。

記

権利侵害を受 けたと思われる 人	住所	[Redacted]		
	氏名	[Redacted]		
	年齢	1	申立者 との関係	子
	関係する学 校、施設等	区立 [Redacted] 保育園 子ども教育部 保育園・幼稚園課 健康福祉部 障害福祉課 地域支えあい推進部 鷺宮すこやか福祉センター		
申し立てるこ と	<input type="checkbox"/> 条例第24条第2項第3号の要請 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第24条第2項第4号の意見の表明			

<p>もと 求める要請・意見の表明の内容 よう</p>	<p>①医療的ケア児における保育園等の制度の拡充  現在、中野区では、保育園で受け入れられる医療的ケアが3種類に限られているが、酸素投与も含め、受け入れ可能な医療的ケアの幅を広げて欲しい。また、受け入れ施設も増やしてほしい。  保育園だけでなく幼稚園でも受け入れを検討してほしい  (支援員の配置の予算などは今年度中に申請してほしい)。</p> <p>②医療的ケア児における支援体制の強化  医療的ケア児の支援(福祉的サービス)が利用者にとって明確ではなく、サービスのコーディネート在り方も十分でなく、受けられるサービス・必要なサービスにたどり着くことができない現状にあるため、必要な支援が受けられるようにしてほしい。  また、他の自治体の例も考慮して支援体制を整えてほしい。保育も障害福祉からも支援からこぼれ落ちる人がいないように包括的に支援してもらえ体制を整えてほしい。</p>
<p>もうした 申立ての原因 の事実及びその 事実の年月 日</p>	<p>申立ての事実の概要は別紙「申立ての理由」参照  その事実の年月日は 2022年8月以降</p>
<p>た 他の機関等へ の相談状況</p>	<p>福祉オンブズマンへの苦情申立て(2022年9月27日)  福祉オンブズマンの審査結果通知(2022年11月10日)</p>
<p>び 備考</p>	

## &lt;申立ての理由&gt;

## ①について

## 【事実経過】

- ・娘（                    生まれ）に肺動脈弁閉鎖症・右室低形成の先天性心疾患があり、現在治療継続中（月一回の通院、その後の手術が必要かどうかの経過観察中）。
- ・2022年3月の手術後、病状が安定し、術前に行っていた酸素投与の医療ケアが不要になり、主治医より集団保育可能と許可が出たため（2022年4月25日）、保育園入園の検討をした。その際、成長に合わせて酸素投与の医療ケアが必要になる見込みがあったため、保育園課に疾患のことや医療ケア対応の保育園について問い合わせを行った。
- ・医療ケア対応の保育園では1歳クラス以上で、中野区保育所医療的ケア事業実施要綱によると、①喀痰吸引及び排痰介助としての定時薬液吸入・気管切開部の管理②経管栄養③定時の導尿の3つのケアが該当の医療行為であり、酸素投与の医療ケアでは受け入れできないが、日中に医療ケアが不要な状態であれば通常の保育園で入園できるということだったため兄が通っている通常の保育園で入園申し込みを行った（5月26日提出）。
- ・保育課の看護師とも面談を行い（6月6日）、2022年8月に入園した。なお、6月20日の外来受診から夜間のみ酸素投与となっていた。
- ・その後の外来受診（8月25日）で、成長（体重増加）に伴う酸素需要量増加により、日中も在宅酸素療法を開始することとなったが、短時間であれば酸素投与のチューブを外すことは可能ということであった。
- ・そのことを保育園・幼稚園課に相談したところ、酸素投与が必要な状態では保育園で預かることができないため、欠席と休園を組み合わせ12月19日までは在園扱いとすることができるが、その後も酸素投与が継続される場合は、退園になるとのことだった。
- ・その後、11月20日に至るまで、保育園を休園せざるを得ず、自宅で保育を行っていた。
- ・10月28日にカテーテル治療を行った。その後、11月15日の外来受診により、日中の酸素投与が不要となったため、11月21日より保育園に復帰している。

## 【申立ての概要】

酸素投与が必要な状態では、医療ケア対応の保育園、通常の保育園（幼稚園）の利用ができず、制度の谷間に落ちてしまい、不利益を被っている。

現在は、一時的に日中の酸素投与が不要となったため、保育園に復帰できたが、今後、成長に伴って日中の酸素投与が再度必要となることがあり、現状の制度では、その都度、保育園を休園又は退園せざるを得ないことになる。

保育園など社会とつながる場は子どもにとって多くの経験を重ね学び成長していく場であるため、医療的ケア児に対しても、乳幼児期にふさわしい社会生活の場を与えてほしい。

医療的ケア児における保育園及び幼稚園の制度の拡充を求める。

②について

【事実経過】

- ・2022年3月の手術後に、訪問看護の担当看護師に居宅型発達支援事業の情報をもらった。
- ・主治医に確認し、許可が出たので、4月19日にすこやか福祉センターの担当保健師に利用したい旨伝えた。
- ・これに対し、保健師からは、「事業所によって必要な書類が異なるため、利用したい事業所が決まったら連絡してほしい」という返答があった。
- ・訪問看護の担当看護師に相談し、複数ある事業所の中から「                    」「                    」、計画相談の事業所としては「                    」に連絡し、その上ですこやか福祉センター担当保健師に「                    」「                    」を利用したいと伝えた（4月26日）。
- ・担当の保健師と5月20日に面談を行った。「                    」は、対象が重症心身障害児のため、                    の利用には面談が必要と説明を受け、6月7日に                    で面談を行った。
- ・面談の結果、正常発達のため重症心身障害児の対象にはならないとの返答だった。
- ・                    では、対象が重症心身障害児とは言われていなかったため、利用できると思ったが、6月17日、障害福祉課の担当者に確認したところ、「発達状況としては、問題なさそうなたため発達支援の支給認定がおりない可能性が高い。定期的に発達についてみていき、問題がある場合には申請しましょう。」ということで申請が見送られ、利用することができなかった。

【申立ての概要】

酸素投与が必要という理由で、保育事業（保育園・幼稚園・一時保育・病児保育など）の利用が制限され、また、保健師の説明によると、居宅訪問型児童発達支援等も利用できず、酸素投与の医療的ケア児は社会の中で居場所がない。医療的ケアが必要な子を抱えながら保護者だけで支援を探さなければならないなど、親子とも大変孤独で大きな負担である。地域の保健師と関係機関の連携を図るなどし、例えば、医療的ケア児コーディネーターなどを通じて医療的ケア児に対する支援の選択肢を適切に示し、また、他の自治体の例も踏まえてより拡充した福祉的サービスを提供できる体制を整えてほしい。



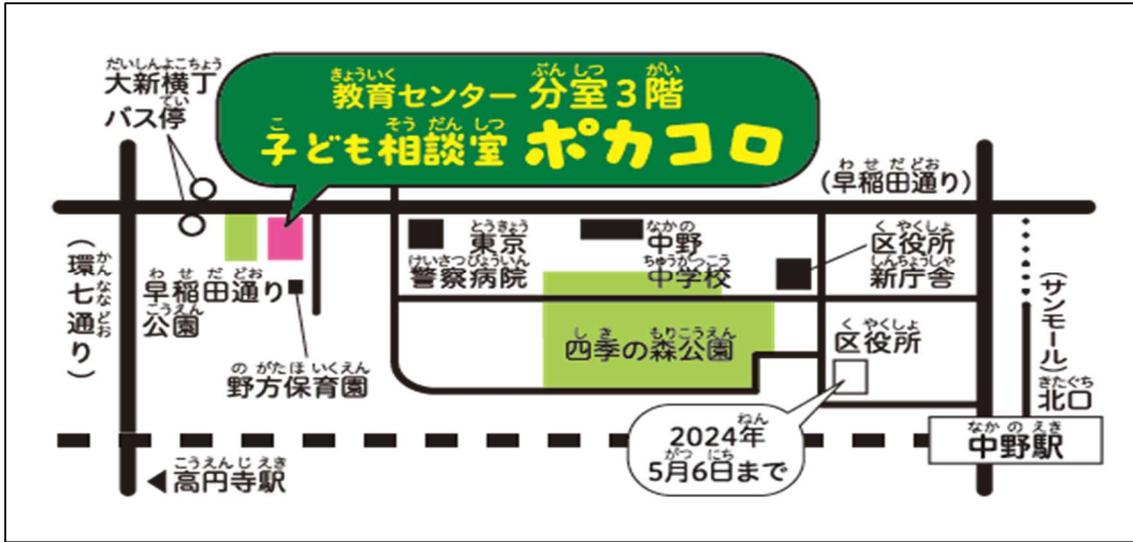
令和 5(2023)年度  
中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）  
活動報告書

令和 6(2024)年 6 月 発行

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室  
中野区子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係  
（子どもオンブズマン事務局）

〒165-0027 中野区野方一丁目 35 番 3 号 教育センター分室 3 階  
TEL 03-3385-9673(事務局) FAX 03-3385-9674

【地図】



中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 ポカコロ

フリーダイヤル



よりそう きゆうさい  
0120-463-931

✉ [kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp)

メールアドレス



メール相談フォーム



ホームページ



「会って話したい」「手紙で相談したい」ときは…

〒165-0027

中野区野方1-35-3 教育センター分室3階 子ども相談室

JR中野駅から歩いて約20分 関東バス大新横丁バス停から歩いて約2分

受付日時 月曜日～土曜日 午前11時～午後7時

(日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです)

